

令和8年3月6日（金曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第1日目）

令和8年予算審査特別委員会第1日目

令和8年3月6日(金)

出席委員(9名)

1番 伊藤 廣好	7番 佐藤 広幸
2番 叶内 昌樹	8番 八 太
3番 荒澤 広光	9番 石山 和春
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦
6番 奥山 謙三	

欠席委員(1名)

4番 伊藤 欽一

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	まちづくり課長補佐	沼澤 友幸
副町長	伊藤 幸一	住民税務課長補佐	植松 昌人
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶 紀邦	住民税務課長補佐	八 太 俊勝
デジタルファースト推進室長	佐藤 仁	住民税務課税務係長	岸 崇司
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	大場 君博
ふるさと応援推進室長	野尻 誠	健康福祉課 介護保険担当補佐	大場 由美子
住民税務課長	豊岡 将志	健康福祉課 地域包括支援センター長	東村 貴恵
健康福祉課長	沼澤 一征	健康福祉課 こども家庭センター長	原田 真由美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅博	健康福祉課 子育て支援センター長	矢口 加奈子
新規就農・女性活躍支援室長	岡崎 千恵子	農業振興課 農政企画係長	佐藤 祐
地域整備課長	伊藤 秀樹	農業振興課 農業振興係長	高橋 健
地域強靱化対策室長	伊藤 英一	地域整備課長補佐	八 太 幸仁
会計管理者	相馬 広志	地域整備課 下水道主査	齊藤 伸也
総務課財政係長	仲野 健太	地域整備課水道主査	松本 正人
教育長	浅井 純	教育課長補佐	沼澤 辰成
教育課長	森 英利	代表監査委員	齊藤 徹
総務課長補佐	佐藤 拓	監査委員事務局長	大場 健一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 大 場 健 一 事 務 補 助 員 大 場 正 江

本日の会議に付した事件

議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について

議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について

午前11時31分 開会

委員長 それでは始めます。

令和8年度一般会計並びに3特別会計、2企業会計予算の予算審査特別委員会の委員長に選任されました佐藤です。精いっぱい務めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。

ただいまから、令和8年度予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

ここで、審査の方法について、お諮りいたします。

一般会計は歳入予算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただく方法、特別会計、企業会計は会計ごとに審査していただく方法でよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 本日の審査はここまでとします。

次は、3月9日月曜日午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時33分 散会

令和8年3月9日（月曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第2日目）

令和8年度予算審査特別委員会第2日目

令和8年3月9日(月)

出席委員(9名)

1番 伊藤 廣好	7番 佐藤 広幸
2番 叶内 昌樹	8番 八 太
3番 荒澤 広光	9番 石山 和春
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦
6番 奥山 謙三	

欠席委員(1名)

4番 伊藤 欽一

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	まちづくり課長補佐	沼澤 友幸
副町長	伊藤 幸一	住民税務課長補佐	植松 昌人
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶 紀邦	住民税務課長補佐	八 太 俊勝
デジタルファースト推進室長	佐藤 仁	住民税務課税務係長	岸 崇司
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	大場 君博
ふるさと応援推進室長	野尻 誠	健康福祉課 介護保険担当補佐	大場 由美子
住民税務課長	豊岡 将志	健康福祉課 地域包括支援センター長	東村 貴恵
健康福祉課長	沼澤 一征	健康福祉課 こども家庭センター長	原田 真由美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅博	健康福祉課 子育て支援センター長	矢口 加奈子
新規就農・女性活躍支援室長	岡崎 千恵子	農業振興課 農政企画係長	佐藤 祐
地域整備課長	伊藤 秀樹	農業振興課 農業振興係長	高橋 健
地域強靱化対策室長	伊藤 英一	地域整備課長補佐	八 太 幸仁
会計管理者	相馬 広志	地域整備課 下水道主査	齊藤 伸也
総務課財政係長	仲野 健太	地域整備課水道主査	松本 正人
教育長	浅井 純	教育課長補佐	沼澤 辰成
教育課長	森 英利	代表監査委員	齊藤 徹
総務課長補佐	佐藤 拓	監査委員事務局長	大場 健一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 大 場 健 一 事 務 補 助 員 大 場 正 江

本日の会議に付した事件

議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について

議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について

午前10時00分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

直ちに会議を開きます。

なお、説明員の交代のため、3ないし4款ごとに休憩を一、二分程度取りますので、併せてよろしく願いいたします。

議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について

議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について

委員長 議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について、議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について、以上6会計の審査を行います。

議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 最初に、議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査いたします。

一般会計歳入について読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ、款、項、目を明言し、簡潔をお願いいたします。

質問のある方は挙手をお願いします。

5番 24ページ、25ページ、16款2項2目の中の地域生活支援事業補助金とありますけれども、70万3,000円、この内容をお聞かせください。

健康福祉課長 これについては、障がい者に関わる補助金でございます。障がい者の支援をしている場合に来るものでございます。うちの町では障がい者が自宅で暮らしている方がいます。その方の親代わりをしているという支援に対して来るものでございます。

5番 そうしますと、これは身体の障がい者に対する支援ということになるのでしょうか。

健康福祉課長 身体とも限らず、知育のほうの障がいも入ります。

5番 そうしますと、精神的な障がいに対してもこれに該当するというところでよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 委員おっしゃるとおりで、そのような内容でございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

3番 22、23ページになります。15-2-3、衛生費国庫補助金、本年度の予算が211万5,000円ということで、前年対比5.9倍というところになっております。23ページの上から4つ目です。妊婦のための支援給付金事業費補助金150万円、ありますけれども、この事業の内容についてお聞きします。

健康福祉課長 妊婦のための支援給付金事業費補助金というのは、妊婦1人当たり10万円を給付するものでございます。妊娠届があった際に初めに5万円を給付します。その後、8か月を過ぎた頃にさらに5万円を追加して生まれてくる前に支援するというもので、合わせて15人分を計上しているところでございます。

3番 この事業に関しましては、令和7年度、今年度もある事業なのか、確認をお願いします。

健康福祉課長 これについては、令和7年度より始まったものですので、今年度についてもこの補助金は交付している状況でございます。

委員長 ほかに質疑ありますか。

5番 では、また24、25ページ、16款2項2目の灯油購入費助成補助金とあります。72万5,000円。これは何世帯を予定している補助金なのでしょうか。

健康福祉課長 これについては、県の補助でございまして280世帯程度を見込んでいるところでございます。非課税世帯ということでございます。

5番 そうしますと、280世帯を予定して、なおかつ非課税世帯のみに該当する事業だということでしょうか。

健康福祉課長 この事業については、ここ最近、毎年行っているものでございまして、県で半分、町で半分ということで、県の事業に町が上乘せする形で交付しているものでございます。

委員長 ほかに質疑ありますか。

8番 予算書の20、21ページ、15款2項の国庫補助金の中で、地域未来交付金というものがあります。2段目に地域未来推進型2,100万円とあるんですけれども、この事業計画というか、ありましたらお願いします。

まちづくり課長 こちらの地域未来交付金というものは、これまでデジタル推進交付金とか、あとは地方創生推進交付金とか、名称を国のほうで変えてきているものです。8年度から地域未来交付金となって名称が変わってきている内容になっています。

ご質問の地域未来推進型と申すのは、東北農林専門職大学の学生用のアパート建設、そちらのほうに該当する交付金となっております。

8番 今、課長からありましたように、前のデジタル田園都市交付金だったが名前が変わったというようなことのようには思いますが、この地域未来推進型、今言った農林専門職大学の学生アパートというのは、3つほど分類されるようなんですけれども、事業内容ですね。スタートアップ支援拠点の整備、あるいは、地場製品の販売促進、そして、温泉などの観光拠点の整備ということがあられるようなんですけれども、ほとんどが農林専門職大学ということは、スタートアップ支援拠点整備という中に入るということでしょうか。

まちづくり課長 地域未来推進型には、3つほどの整備項目があります。その中で、アパートというのは、委員ご質問のとおり、スタートアップ支援拠点の整備のほうに該当してくると考えております。

8番 分かりました。では、今後もこういった交付金の活用ということは当然考えていくとは思いますが、今後は地場製品の販売促進とか、そういう分野への活用をぜひ考えてほしいと思うわけですが、その辺の考えについて伺います。

まちづくり課長 地域未来交付金の中には、強い経済を構築していくといった文言も盛り込まれております。委員ご質問の中に、地場製品の販売促進を進めるようにといったご質問なんですけど、上司のほうからも各課こういった交付金を活用していろんな事業に取り組むようにといった指示も受けておりますので、地場製品の販売促進のほうも今後、検討してまいりたいふうになると思います。

委員長 ほかに質疑ありますか。

3番 28、29ページ、17-2-1、不動産売払収入についてお聞きいたします。29ページのところで土地売払収入1,500万円ということで、前年対比31%増という金額になりますけれども、この場所をお聞きいたします。

総務課長 土地売払収入の1,500万円の内訳でございます。内山団地の1区画分、120万円、ひだまりの団地の3区画分が1,020万円、それから、農林専門職アパートの4号棟の分として360万円、合計で1,500万円という内訳でございます。

3番 この中で、今説明があった内山団地ですが、この見込みと申すか、その辺はあるのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 内山団地の見込みなんですけれども、現在、相談等はない状況であります。売れる見込みも、今のところはないという状況になっております。

3番 それでは、若者に今、人気の場所ですが、ひだまりですか、そちらの情報に関しても併せてお聞きしたいと思います。

地域整備課長 ひだまりにつきましては、アパートに居住している方のアパート退去後の住まい

確保ということでの場所になっておりますので、基本的にはアパートを退去される方のために確保しているところでございます。

ただ、アパートの住民の方については、早い方で令和10年、11年までの入居と把握しておりますので、今年、来年度、再来年度あたりはないのかなと考えております。

以上です。

委員長 質問、ほかにございますか。

2番 12ページですけれども、歳入の1-1-2、法人税です。マイナス200万円になっていますけれども、前々年度だと1,700万円で、昨年度で300万円減で、今期が200万円の減となっていますけれども、これは単なる売上げ等の減少なのか、企業経営の廃業とかそういうものを含めてのことなのか、まずお聞きします。

住民税務課長 ただいまご質問にありました法人税、前年対比200万円減という部分でございますけれども、法人税につきましては、一番大きな事業所さんで大分上下する傾向にございます。令和7年度、今年度の見込みですけれども、1,900万円ほどとなっております。12月補正でもお答えした内容にも関わるんですけれども、大きな事業所さんで減価償却がございまして、そちらの分の法人税、減額の見込みです。同じように令和8年度も法人税のほうがその事業所さんで200万円ほど減額ということで下がってございます。

以上です。

委員長 ほかに質問ありますか。

3番 18、19ページになります。14-1-5、教育使用料、この中で右側ですけれどもB&G海洋センターの使用料、令和7年度が40万円の当初予算で令和6年度の決算が66万円となっていますけれども、令和7年度、今年度の決算の見込み、今現在分からなければ、40万円から60万円に増やした要因をお聞きいたします。

教育課長 ただいまご質問のB&Gセンターの体育施設の使用料の増額の要因というところなんですけれども、実績を見ますと、令和元年度については48万円ほどです。2年度についても32万円、その翌年が45万円というところで、コロナ禍の影響でコロナ下についてはやはり利用する人が少なかったということが言えるのかと思います。令和5年度については58万円、令和6年度については66万円と、コロナ禍が明けてから利用者は増えているというところで、利用者のより使いやすい施設の整備については、B&G職員、合わせて取り組んでいる成果かと思っております。

以上です。

3番 私も令和6年とかその辺の使用料を見ながら、ちょっと数字を見てきたんですけれども、令和7年度の予算は少し置き方が少なかったのかなと思っております。実績は大体やはり60万円程度ですので、令和8年度に関しましては60万円で、今までの実績どおりになればと思

っています。ぜひよろしくをお願いします。

教育課長 委員おっしゃるとおり、翌年度から実績を見込んでの歳入計上を検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに質疑ございますか。

5番 ページ、18、19、13款2項14目の公営住宅使用料滞納繰越分、23万3,000円とありますけれども、これは何世帯の滞納になるのかお聞かせください。

地域整備課長 4世帯分の滞納という形で予算しております。

5番 4世帯分ということで分かりましたけれども、まだ現在もここに住んでいるという認識でよろしいのでしょうか。

地域整備課長 現在もお住まいの方であります。

以上です。

5番 これからずっと請求はかけていくわけでしょうけれども、何か特別な、生活が困窮して払えないとか、そういう事情があるのか。その辺、分かればお聞かせください。

地域整備課長 それぞれ個別に生活状況、ありますけれども、地域整備課としては、入居者と話し合いをしながらできる限り納めてもらうように進めているところでございます。

以上です。

委員長 ほかに質問ありますか。

2番 20、21ページの14-2-15-2、右側の総務費補助金ということで、個人番号カード交付事務費補助金ということで昨年度から増えていまして、この内容はこういった内容でしょうか。

住民税務課長 ただいま質問いただきました個人番号カード交付事務費補助金ですけれども、現在、マイナンバーカードの更新等に使っている機器、1台で窓口が1か所にしてあるんですけれども、これをもう1箇所増設して利便性を上げるというものになります。

委員長 ほかに質問ございますか。

8番 32、33ページです。雑入の中で説明の中段あたりに後期長寿健康増進事業補助金というのがありますけれども、この補助先と使い道についてお伺いします。

健康福祉課長 これにつきましては、後期高齢者保険の対象者に係るインフルエンザと帯状疱疹、肺炎球菌、コロナ予防接種の後期高齢者分の町負担に対して、県の後期高齢者広域連合より歳入で入るというものでございます。

8番 分かりました。

私はある程度、健康増進という名目でしたので、もっと別に、予防接種等ではなくて、いろんな健康増進の事業のために使うのかなと思ったのでした。

では、その下に市町村健康事業支援補助金というのがありますね。これも同じような使い方

でしょうか。

健康福祉課長 これも広域連合から来るものでございまして、これにつきましては、後期高齢者の健診の受診率に応じて県内市町村にそれぞれ来る金額でございまして、使い道につきましては、特に決まったものはないので、健康教室とか、そういう形で使っていることになりま
す。上の予防接種とはまた違う内容でございまして。

委員長 ほかに質疑ありますか。ありませんか。

3番 26、27ページの16-2-6、土木費県補助金で、27ページの山形県住宅リフォーム総合支援事業補助金ですけれども、令和6年度の決算が540万円で令和7年度の当初予算が780万円から増額になっていますけれども、かなり利用している方が多いと私は思っていますけれども、令和7年度ですけれども、今現在この補助金、どのぐらいの件数が使われているのか教えていただきたいと思
います。

地域整備課長 リフォーム補助金の件数なんですけれども、令和7年度につきましては50件の現時点での実績であります。

以上です。

3番 令和8年度に関しましては何件を見込んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

地域整備課長 ちょっと控え目なんですけれども、最大の金額、上限額で移住新婚后子育て部分、上限額30万円になります
が、そちらが10件で、一般世帯分、上限額24万円になります
が、これが20件分ということで30件分の830万円を計上しております。

すみません。あと、高气密高断熱の新規事業が県のほうでありまして、その上乘せ分として50万円を合わせて830万円という形で予算計上したところ
です。

以上です。

3番 この事業ですけれども、かなり使いやすいといえますか、補助をいただきやすいという事業内容だと思
いますので、もう一つ、PRのほうですけれども、よろしく願い
して、この予算に合わせるようなPRをぜひお願いしたいと思
います。

地域整備課長 こちらの事業、経済対策の意味もありますので、広報またはホームページ等でPRしていき
たいと思
います。

委員長 ほかに質問ありますか。

6番 16、17ページの11-1、地方交付税ですけれども、舟形町にとっては、非常に自主財源が少ない中での地方交付税の割合というのは大きいわけ
ですけれども、前年から見れば当初では9,800万円ほど増えていますけれども、今回、24億6,800万円に増やした計算式とい
いますか、
どういうふうな形でこの数字を出したのかをお聞きしたいと思
います。

委員長 一応、課長以下の方々は課長からの指示を受けて質問してもらいたいんだ、説明員の方
は。ということで、どこの部署、その長からの指示によって答弁をするように心がけてくだ

さい。

総務課長 普通交付税ということかと思えますけれども、交付税のほうの積算の方法、見込み等につきましては、財政係長のほうより答弁させていただきます。

総務課財政係長 地方交付税のほうで今回、9,800万円ほどの増となっておりますけれども、こちらの算出根拠というところですが、来年度、国のほうの地方財政対策の計画というものがございまして。そちらの伸び率は6.5%ほどとまちはなっております。本町におきましても、こちらのほう、物価高騰対策や職員の人件費の増などに対して来年度増加するというところで国のほうからも説明がありますので、そちらのパーセンテージも加味させていただいた上で、本町で来年度公債費、少し増額の計上となっておりますけれども、そちらのほう、主に過疎債とか有利な地方債の戻りのある公債費が多いものですから、そちらの戻りも少し普通交付税のほうに加味させていただいて計上しているということでございます。

なお、普通交付税を満額出し切って計上してしまったときに、万が一、予算割れとなってしまうと県からのヒアリングも受けなければいけないということもありまして、その分については少し堅く見た計上としておりますが、まずは9,800万円ほどは堅く見ても伸びるだろうということで計上しております。

以上です。

6番 ありがとうございます。

内容等は分かりますけれども、私が心配するのは、地方交付税というのは、本当に井とは言いませんけれども、いろんな計算に基づいて来ているんだろうと思いますが、果たして公債費、借金部分についての災害の場合は9割から100%来るとかいろんな、後から返ってくるという割合が分かるんですけども、果たしてその部分が確実に来ているのかなというところがなかなかつかみにくい状況になっていると思うんです。そういった中で、今回、堅く見たというのは分かりますけれども、地方交付税の計算の仕方というのは非常に曖昧でなかなかつかみにくいところで心配だったもんですから、あえて聞いたところですけども。町長も上京しながらいろんなところに働きかけて、いろんな国からの補助金等、受けてきているようですけれども、8年後ですか、公債費比率が16%を超えるというようなことも考えていくと、やはり交付税について確実に確保していかないと当町にとっては厳しい財政運営になっていくのかなと思いますので、この辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 ご心配はごもっともなんですけど、まず、普通交付税に関しましては、先ほど言った公債費関係の過疎債70、辺地債80というようなものとか、補正予算債については50%交付税算入というものについては、毎年数値を出していっていますので、その公債費分については確実に交付税に算入されるということでありますので、その点についてご心配は要らないと思います。

また、交付税の制度そのものも、国税の法定5税の一定割合というところで財源としている関係上、基本的には先ほど財政係長が言われた地方財政計画で国が立てるものです。国が、地方がこのぐらい事業をしていて、ただ歳入的にこれぐらいしかないなので、地方財政計画としてはこのぐらい国として手当てをしますというふうに決められているものでございますので、その点についてはまず、奥山委員の心配される点は理解できるんですが、今のところの国の経済状況、税収の伸び率を考えていくと今は心配ないのではないかと。平成12年・13年、私が財政をしている頃については、三位一体の改革の中でかなり行財政改革で交付税を減らすところがありました。現在のところはそういったところもございませんので、まずは、心配は理解するところではございますが、今のところ、仲野係長を中心に財政係のほうでしっかりと、私のときよりなおしっかりと算入算出してのことでございますので、まずは大丈夫かと思っております。

いずれにしても、やはり国との関係、それから国の情報等をいち早く取るということが予算割れというようなことがないような、そういう予算編成ができることになりますので、今後も国のほうの情報等にアンテナを高くして努力してまいりたいと思います。

6番 ありがとうございます。

私がもう一つ、心配しているのは、ふるさと納税制度がこのくらい加熱してくると、廃止まではならないにしても、かなり制度的に厳しくなってくると思っております。そういった中で、当町におけるふるさと納税額というのは突出して多いわけでありまして、これに頼らない行政運営ということも並行して考えていく必要があると思っております。このことについては、答弁はいいです。

以上です。

委員長 ほかに質問ありますか。

9番 12ページになります。1-1-3ですか、環境性能割という項目がありますけれども、この内容をお伺いします。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました軽自動車税の環境性能割になりますけれども、今現在、国のほうでは3月末までこの制度を維持するという、3月で廃止するというものですが、環境に配慮しない自動車については、排出量によって1%~3%の税金が今かかっているものがございます。こちらのほうの予算でございます。

9番 5年度の予算で70万円、それから6年度で70万円、7年度で80万というふうに予算を取っていたと思うんですけども、これが全くゼロになると。こういうふうなことでよろしいんですか。

住民税務課長 国のほうで昨年12月にこちらをなくすということで発表があったかと思っております。その後、選挙等もございましたけれども、先月の報道の中でも3月末においてこちらのほう

は一旦中止するということがあったために、こういった予算を置いているところでございます。

9番 そうすると、次の14、15ページのほうにも自動車税の環境性能割というものもございます。

これも220万円減になっていますけれども、これも同じ理由ということによろしいんですか。

住民税務課長 こちらにつきましても同じ理由でございまして、先ほどのところが軽自動車、こちらが普通の自動車ということで、その分、来ていたものがなくなるということでございます。

委員長 ほかに質問ございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員の交代のため暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時51分 再開

委員長 会議を再開します。

一般会計歳出に入ります。第1款議会費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第2款総務費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番 44～45ページ、2款1項6目、まちづくり推進費の5番の空き家対策事業、空き家除却補助金1,800万円、この関係ですけれども、新年度では今年度、空き家解体費の増額というようなことが説明されておりますけれども、6年度、あるいは直近の年度で補助金を活用して解体した住宅等の実績は何件あるのか。まず、伺いたいと思います。

地域整備課長 空き家の除却事業につきましては、令和7年度、2件となっております。令和6年度は、5件となっております。令和5年度につきましては、12件という形になっております。

以上です。

1番 令和7年が2件、令和6年が5件、令和5年が12件ですか。

それで、年度というか、ありますけれども、補助金で活用して、実際、業者が解体している

わけですけれども、町内と町外の業者というか、その内訳なんかはどうなっているんでしょうか。全部町内ですか。

委員長 1番委員、ちょっと番号札、上げてけねか。見えね。

地域整備課長 空き家の解体業者さんにつきましては、令和7年度につきましては町内業者さんになっております。令和6年度・令和5年度につきましては、資料がありませんので、この場では何件とは言えないんですけれども、ほとんどが町内業者さんと認識しております。

以上です。

1番 ほとんどが町内業者というようなことなんですけれども。今回、これまでもそうなんですけど、解体した場合の補助金については、町内と町外の補助金の差をつけているわけですけれども、新しい補助金の額にしますと、これまで住宅の場合は町内と町外の業者の差というのが40万円ほどだったんですが、8年度の計画では100万円の差があるというような補助金、内容なんですけれども。最上管内の一部ですけれども、調べましたら、新庄市さんとか戸沢さんは、そういう差はつけていないというようなことがありました。あと、真室川さんは、住宅の場合で25万円ぐらい、附属小屋等の場合には10万円ぐらい、町内と町外の業者が解体した場合の差はつけているというんですけれども、舟形町の場合はこの辺、ちょっと額が大き過ぎないかなというようなことを感じましたので、その点はいかがでしょうか。

地域整備課長 まず、補助金額につきましては、町外業者で住宅で100万円、町内業者で200万円と来年度から予定しているわけなんですけれども、町外業者さんの100万円につきましても、県内で見ますと標準的な金額であると。逆に、町内業者さんの200万円は、かなり県内でもトップレベルの支援となっているんですけれども、空き家解体につきましては地元地域業者、町内業者の育成、さらには存続、継承、町の産業振興という意味合いもありますので、町内業者のほうに町外業者よりは高い支援をしているところであります。

以上です。

委員長 ほかに。

5番 私も44ページ、45ページ、空き家対策事業について質問をさせていただきたいと思います。

この事業そのものは、大変町民にとってはありがたい事業だと私も思っております。これはやっぱりやっていただかなければならないと思いますけれども。今、1番委員からもありましたけれども、町内業者、町外業者の差をつけるというのは、私も納得できません。

なぜかという、大石田町では、横山にかかる最上川の橋、あそこに用地買収が入ってもう昨年の前からか、解体事業に入っているわけですが、国、国交省の指針としては、1社とか2社ではなくて、見積りをいっぱい取ってとにかく安価なところに頼みなさいと。これが国交省の指針です。わざわざ地権者も集めてそういうふうな説明をされたという話も聞いております。これに対してもまるっきり逆に発しているのではないかなと私は思うんですけれども

も、その辺についてはどういうお考えなのか。

町長 大石田の集団移転の話につきましては、国交省さんですので、それはもう一般的なそういう説明だと思います。

ただ、空き家の除却については、町の制度で町が支援をしているところでございます。町の根本的な施策のまず一丁目一番地は、舟形町の町民の幸せというところがあります。そこに町内業者さんもやはり育成をしていかなければいけないと。今回は建設業者さんになるわけでしょうけれども、その他のあらゆる面で町内の業者さんを優遇していると思っています。したがって、それがおかしいというのであれば、この制度そのものを見直さなければいけないと思いますし、町の制度であるところを十分認識していただくのと、それから、もう一つは、やはり町内の業者さんを育成して継続、事業継承していかなければ、災害のときも何も非常に困るところがあるわけです。ですから、安ければいい、何かすればいいと。そこで業者さんにやめられていってしまうと、いざ災害になったとき誰が助けるのかという問題もあります。そういった総合的な判断の中で、町内業者さんを優遇することについては、私は間違っていないんだらうと思いますし、これは前の奥山町長さんのときから継続されているものでありますので、私はその考え方を継承してきているところでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っています。

5番 それでは、町内業者、解体、何社、舟形町にあるのか。その辺をお聞かせください。

地域整備課長 町内土木業者、8社につきましては、全部の業者さんでできると把握しております。

5番 全社あるということだったので。やっている、そう言うけれども、実際、見ていると違うかなと私は、思いはありますけれども。

先ほど町長が答弁した、町民のための一丁目一番地だと言ったことに対しては、私も賛同するんですけども。やはり災害のことを考えてと言うけれども、お金を出すのは、補助金は町からもらうけれども、実際、それに上乗せして解体する家庭が出さなければならぬんですよ。幾らかでも安価にしていけないと、町民に対して誰のための事業なのか。町民に対しての事業なのか。それとも、業者に対する事業なのか。ちょっとその辺、私には納得できないところがありますので、この要件、100万円の差額のものには削除してもらえないのかなという思いで質問しましたので、よろしく願います。

町長 5番委員さんの言われる町民の負担を減らすために補助金を上げたわけです。その点をまず理解していただきたい。そうすることによって、他町村よりは全然個人負担が少ないということも現実だということをお分かりいただいて。町外の業者と町内の業者とそこで差があるのがおかしい、それで負担が行くということであれば、それはもう一律にしてもいいですが、そうした場合には、そんなに町内業者さんを上げる意味がないとすれば、下げるだけの話

です。それでよければそうしますが、それで本当によろしいのでしょうか。

委員長 5番委員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって特に発言を許可します。

5番 今の答弁ですけれども、やはり町民を恫喝して駄目ですよ。下げてもいいんですかって、それは違うではないですか。自分たちが上げているんだから。そこはやはり町民目線で私は見てもらいたい。業者目線ではないんですよ、私の目線は。そこはまた認識の違いが大変あるのかなと思いますので。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時05分 再開

委員長 会議を再開します。

5番委員、まだ途中だったので、もう1回、許可します。

5番 とにかく町民のための施策を行っていただきたいという思いでありますので、よろしくお願い致します。

町長 町民のために100万円から200万円まで上げているわけですから、そのことでそれが町民のためにならないという考え方は私はおかしいと思いますので、その点については町内業者を優先する、優遇するという点に関しては全然問題ないと思っていますので、ぜひその点については理解をしていただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありますか。

2番 ページは42、43になりますけれども、項目が2-1です。43ページの説明欄のほうで、工事請負費ということで3,110万円とありますけれども、これは水道管の工事だと思いますけれども、この内訳というか、どこまでの範囲の工事なのか教えてください。

総務課長 この工事請負費ですけれども、8年度に本庁舎の設備等の改修を行う予定でございます。その内容的には、水回り関係、トイレの洋式化、それから、一部外装といいますか、内装といいますか、そういった部分とか、ガス関係の改修も併せて行うという予定でございます。3,000万円ぐらいの予算を考えておまして、残りの110万円については一般的な工事の予算として確保しているものでございます。

2番 トイレの洋式化等も分かりましたけれども。

1つですけれども、1階から3階までのトイレに行きますと、清掃用具がむき出しというか、置き去りというか、トイレ脇に置かれていて、何か収納スペースはないのかなと思うんですけれども。私が入る分にはいいんですけれども、町民の方とかがトイレを使用した場合に、やはり掃除用具とかがむき出しになっているとあまりよくないと思うんですけれども。

ども、その点の内容もこの中に含まれているのか、お聞きします。

総務課長 その部分については、今のところは想定しておりませんでした。今後、実際の発注の段階に打合せの中でそういったことも検討に加えさせていただいて、考えてまいりたいと思います。

2番 やはりトイレ周りはきれいなほうがいいと思いますので、やはりそういった配慮もよろしくお願いいたします。

委員長 ほかに質問ありますか。

3番 38、39ページの2-1-1です。39ページの真ん中より下あたりに、アナログ規制支援業務委託料という項目があります。この項目は今まで出ていないんですけれども、どういう委託業務なのか、お聞きしたいと思います。

総務課長 まず、アナログ規制といいますのは、デジタル技術、今いろいろと発展してございますけれども、そういったものが登場する前に制定された町の条例や規則、要綱等の中に規定されている、例えば、直接目視しなければならないとか書面の掲示といった、人とか実際の紙とか現物の存在を前提とする規制のことでありまして、それがデジタル技術の導入には支障になるということで、その見直しを行っていくというものの考えであります。

実際に、今ある条例や法令関係の中で様々なそういった部分、記載されているものがございますので、そういった部分を見直しまして、実際の、例えば人が行かなくてもいいとか、直接目視ではなくても映像とか何かでもいいとか、そういったような汎用性のある今のデジタル技術に即応した内容に変えていくために、見直しが必要な部分について業務委託で掘り出しをしてもらって直していきたいというところで対応するものでございます。

3番 それでは、この事業ですけれども、今後、継続的に行われるという事業でもないようですので、大体ですけれども、目安としてどのぐらいの期間をかけてアナログで今まで対応していたものを、将来はなくなってくると思うんですけれども、大体どのぐらいこの事業、今後継続になるのか、お聞きしたいと思います。

総務課長 今回、行う業務につきましては、まずは洗い出しの業務ということになります。規則等につきましては、各課のほうにわたってたくさんの規則を持っておりますので、まずはそういった部分を全部一括してどういうものがあるのか洗い出しをさせていただくということで今年度は予定しておりまして、そこから先の改正等が必要なものについては、担当課のほうの判断で必要な改正をその後、行っていただくということになりますので、改正が終わるのは2年後か3年後か、そのぐらいのめどでは考えておりますが、まずは洗い出しをしっかりと今年はやるということでございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

1番 50～51ページの2款1項12目、交通安全対策事業でございますけれども、町内での事故の

状況ですけれども、直近で増加傾向にあるのか、減少しているのか。あと、事故の傾向なんか分かればお願いしたいなと思います。

住民税務課長 事故の状況でございますけれども、今年度につきましては、残念ながら死亡事故が1件ございましたけれども、衝突等、交差点とか車同士であったりという事故件数については、格段増えている状況ではないと認識しております。

1番 分かりました。

昨年9月8日ですか、長沢の檜原地内の国道47号線で、一時停止標識のある交差点で県道側から右折しようとした軽自動車は国道側から進入してきた普通乗用車と出会い頭に衝突して、軽自動車の女性が亡くなったという事故がありました。その後、その現場で関係者で対策が協議されたというような新聞報道、以前あったんですが、この件についてその後の対策というか、何か動き、どういう対応を今後していくとか、そういうものがありましたらお願いしたいと思います。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました昨年9月の交通事故になりますけれども、お話あったように、関係者で死亡事故発生に伴う緊急の現場点検が行われてございます。

その後の対応としましては、あそこは国道と県道が交わってございますので、新庄国道維持出張所では路面の穴のひび割れの補修を行ったほか、新たなゼブラゾーンを設けております。また、最上総合支庁道路計画課では、「止まれ」の標識、目視できる場所にあるんですけれども、そこに覆いかぶさっていた支障木、若干ございましたので、そちらの伐採を行っているところです。また、県警本部交通規制課では、道路の路面の薄くなっていた「止まれ」の道路標示を引き直したほか、新たに「止まれ」の標示を追加してございます。

また、今後の対応として問い合わせたところ、国道沿いに啓発標識の設置を検討しているとのことでした。

以上です。

1番 それでは、いろんなそれらの対策を講じているということによろしいんですね。

出口の角度といいますか、何か見づらいというか、その辺の道路の変更というか、そういう点では、路線の変更というか、それらまでは行っていないわけですね。今ある分の改修というか、変更だけということですね。

住民税務課長 私のほうで伺っている範囲としては、今、申し上げた内容で、道路の形状の変更等はお伺いしてございません。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありますか。

5番 58ページ、59ページ、2款3項1目、こどものみらい祝福事業とありますけれども、この事業内容をお聞かせください。

住民税務課長 ただいまご質問ありました、こどものみらい祝福事業ですけれども、昨年度も同額の計上でございますけれども、子供が生まれた際、もう一つが結婚届を出された際に記念品を支給するという事業でございます。こちらにつきましては、お子さんについては15名、結婚については10組を積算根拠としてございます。

以上です。

5番 そうしますと、これは子供が産まれたとき、または結婚が決まったときのための事業ということでよろしいのでしょうか。

住民税務課長 そういった届出をいただいた際に、お祝いとして支出する事業でございます。

委員長 ほかに質問ありますか。

8番 ページが51ページです。先ほどもありましたけれども、上段の交通安全対策費について、交通安全対策推進協議会なるものがあるんですが、予算は小さいんですけども、この中でいろんな話合いがあると思うんですけども、1つは去年の秋ですか、国道13号線と大平地区に行く部分の丁字路の信号が撤去されました。今後、内容は不確実なんですけれども、その旧47号線と13号線、舟形橋のたもとですけれども、その丁字路の信号も撤去する予定だというふうな話があるんですけども、その辺の今の実情といたしますか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

住民税務課長 ただいまご質問ありました13号沿いの信号の撤去やそういった状況ですけれども、そのすぐ近くの撤去の話は、私は今のところ伺ってございません。

昨年末に大平のところの信号がなくなったときに、私も別件で交通課のほうに行った際に伺ったところでした。どういった経緯だったのでしょうかとお話を聞いたところ、要望等を踏まえてではなくて、警察でも各箇所の信号の廃止であったり、新設の検討という部署があるそうなんです。そういう検討するところにずっと上がっておりまして、今回、そこを廃止したということでした。

今の47号と13号の部分についてどういった舞台に上がっているかは、ちょっと聞いていないものですから、情報は持ち合わせていないところでした。

以上です。

8番 大平の入り口の信号については、何か住民の方に相談はあったようなんですけども、その辺、交通安全対策の推進協議会等でも話題になっているのかなと思って質問をしたところですけども。

1つ、信号機についてですけれども、今、国道13号線から沖の原インターに入る丁字路というか、変則十字路になっているわけですけれども、毎年のように事故がありまして。先月の末にも朝8時半頃でしたか、出会い頭の衝突事故がありました。そのことで結構、毎年のように起きているわけですけれども、本当に今、あそこが一番危険かなと思っております。昨

日も通行止めで高規格道路が閉鎖になったわけですが、そういうときにあそこに舟形インターで降ろすわけです。すると、もう大変な交通渋滞にもなるというようなことで、そういった信号の新設の要望というのは、どういう形ですればいいのかなと思っているところですが、ぜひその辺、行政のほうからも積極的な要望をお願いしたいと思うわけですが、その辺の道筋といたしますか、あったらお聞きしたいと思います。

住民税務課長 確かにあそこについては、私もなかなか見つらいなというふうには感じているところでした。

信号の新設等、または廃止等の要望については、私もしたことはなくて申し訳ないんですけども、いろんなプロセスがあるかと思いますが。行政からの要望をどういった形で県警なりで吸い上げてくれるのかということもございますし、町の交通安全対策協議会なりでいろんなお話をした中で向こうに要望できることもあろうかと思いますが、いろんな部分を検討して県警とも情報交換しながら、その部分についても何かの際に問合せできるような形を取っていききたいと思います。

8番 ぜひ積極的な要望をお願いしたいと思うんです。

以前は、ちょっと考えてみますと、あそこは勾配があるものですから、勾配があるところには信号機を設置できない、何かそういった理由を言われた覚えがあるんですけども、今は冬期間でもかなり除雪といたしますか、そういった部分も進歩していますので、あまりスリップ事故によって渋滞するというようなことも考えられないと思いますし、あそこに国道が新設されてからもう60何年になるんですけども、今まで死亡事故が最低でも四、五件は起きております。そんな関係もありまして、ぜひ力強い要望をお願いしたいなと思います。

住民税務課長 県警のほうでも様々な事故の場所についての対策を取っているかとございます。

あそこにつきましても、現在の基準なんかは私のほうから問合せをさせていただいて確認しながら、様々な形で要望していきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

委員長 ほかに質問ございますか。

9番 それでは、40、41ページになります。2-1-1、一般管理費ですけども、41ページの一番上に諸会議への負担金、130万円になっています。これはどのような会議の負担金なのかお伺いします。

総務課長 こちらの諸会議負担金につきましては、各様々な会議等、職員が出席する会議等の中で、情報交換会でしたり、懇談会といったものが設定される場合がございます。そういったところへ出席した際に職員の負担の一部を上限5,000円ということで、そこまで負担するというものの経費でございます。

9番 5年、6年、7年と予算では50万円しか予算がついていなかったんですね。それで、5年の決算で48万円、6年の決算で42万7,000円と、こういう決算になっているんです。80万円

ほど増えているんですけども、80万円増えた理由というのは、何か特別な理由があるんでしょうか。

総務課長 こちらの経費につきまして、昨年度に補正予算で追加のほうをさせていただいた部分もあるんですけども、負担の出し方としまして、今までは2分の1という上限設定を設けて支出しておりました。その部分については、やはり様々な会議後の情報交換等があるんですが、職員の負担もかなり大きくなるというところがありましたので、上限のほうを上げさせてもらって5,000円までは出すと。今まで半分だったもの、2,500円だったものを5,000円まで補助すると変えております。併せまして、特別職のほうにつきましても、昨年度から全額を支出すると変えさせていただいておりまして、その部分も含めて予算額を増額させていただいております。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

2番 54、55ページの2-1-19、地域交流センター管理費でありますけれども、歳入のほうで右のほうの説明の工事請負費ということで長沢交流センターとありましたけれども、この内容をまずお聞かせください。

委員長 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

委員長 それでは、暫時休憩を解き、会議を再開します。

質問に対する答弁をお願いします。

まちづくり課長 こちらの地域交流センターの工事請負費についてお答えします。こちらのほうは、長沢地区の交流センターの体育館にトイレがあります。そちらの和式のトイレを洋式化する工事です。男子トイレ2か所、女子トイレ2か所、計4か所のトイレの洋式化工事となっております。

委員長 いいですか。ほかに質問ございますか。

3番 50ページ、51ページの2-1-12、交通安全対策費の中に、51ページの上といますか、高齢者安全運転サポート補助金というところで150万円はいいんですけども、この名称ですけども、今年度までである事業とは違うのかどうか、お尋ねいたします。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました高齢者安全運転サポート補助金になりますけれども、今年度につきましては、高齢者安全運転支援事業ということで衝突被害軽減ブレーキ等の車をご購入いただいた、乗っていただいた方に対する支援でございますけれども、こちらが昨年11月末で義務化が進んでございます。ほとんどの車については、以前、令和2年に

この事業をした頃にはそういった車がそんなになかったんですけれども、義務化で全ての車につくと。選んでいただかなくてもこの車に乗ることになりますので、この事業を若干見直したいということでございます。

ただ、そういった車に乗っていただいても、さらに高齢になっても自分の車で運転して安全な環境でという思いは変わりませんので、令和8年度につきましては、名前を若干変更させていただきまして、全国でも車でバックのときに人をひいてしまうというような高齢者もございますので、バックモニター、プラス、ドライブレコーダー等の機器の購入に対しても補助をするという事業を検討しているところでございます。

3番 今年度まであった自動ブレーキは、全国に多分先駆けて舟形町で始めた事業だと思っています。

今回の今、課長から説明あった内容ですけれども、これはバックモニターとか、あとはカメラとかその辺の、車もかなり充実されている今、車が出回っていると思いますけれども、山形県内でこういう事業はあるのか、お尋ねいたします。

住民税務課長 県内全てを調べたわけではございませんけれども、こういった令和8年度に行おうとしている事業が県内であるというものは、私はちょっと認識していないところでした。ですので、こちらについても、舟形町独自として高齢者の運転を支えるいい事業なのかなという思いで企画しているところでございます。

3番 私も高齢者の仲間入りをしたんですけれども、やはり今までも高齢者がブレーキを間違ったとか、前進、後進、間違ったとか、そういう事例がありますので、舟形町でこういう事業を始めたいというところは、町民の方のみならず、PRをぜひしていただいて事故防止につなげていきたいと思っていますので、その辺ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

住民税務課長 高齢になっても、住宅もそうですし、舟形に住み続けていただきたいという思いがもちろんございますので、こういった事業も住民の方のみならず様々なところにPRしつつ、町としてもさらに進化できるように検討していきたいと思っています。

委員長 ほかに質問ございますか。

1番 52～53ページ、2款1項17目の公共ネットワーク管理事業の地域イントラネット保守管理委託料、314万円ですが、これはどこの業者に委託しているのでしょうか。

デジタルファースト推進室長 こちらの地域イントラネット事業の委託業者は、NTT東日本となります。

1番 それで、町内で各家庭にタブレットを配付するというか、そういう計画は、舟形町ではあるのでしょうか。

デジタルファースト推進室長 各家庭へのタブレット端末は、以前、防災行政無線を更新する際に検討はされましたが、高齢者が使いこなせないのではないかという懸念がありまして、個

別受信機となりました。検討はしたんですが、そういった経緯で断念したと聞いております。

1 番 大蔵村さんは、大分前からあれしてある程度定着しているという話も聞いております。金山さんは昨年度からですか、設置して、いろんな町の情報というか、お知らせ的な周知はもちろんですけれども、一人暮らし等の世帯でもそれを世帯で操作することによって安否確認もされているということで大変よいというあれも聞いたもんですから、その辺、どういふものでしょうか、今後のあれとして、考え方。

町長 何のためにタブレットを配付するかというところがまず1つは大きな問題といたしますか、ことがあるのかなと思っています。町としましては、今から10年ぐらい前に防災行政無線をデジタル化するに当たりまして何にしようかという検討をして、タブレットというところも検討いたしました。その内容等については、デジタルファースト推進室の佐藤室長が言われたとおりであります。

やはり1つは、現在、舟形町は県内で5番目に高齢化率が高いという中で、いろいろ町としてもデジタル化を進める上では、デジタル化を進めていくとともに高齢者の方々に対する配慮でペーパーも配りながらという、今のところ、2つのやり方をやっております。大蔵さんと金山さんのほうも町長さん、村長さんにお聞きしますと、やはり取り残されている方もいらっしゃるというところでもありますので、町としましては、リングローさんの集学校を中心にスマートフォンの教室であったり、お年寄りの方々もできるだけそういったデジタル機材に慣れ親しむようにという運動をずっと続けてきております。そうしたことで少しは改善になってきていることと、それから、現在、75歳ぐらいまでだとスマートフォンを使っていられない方が多いという状況でありますので、まずはそういったところの方々も今後、防災無線の更新の時期に、何年先になるかちょっと分かりませんが、その際にスマートフォンとかを使われている方々であればタブレットを配付しても問題なくいけるかと思っておりますので、いずれにしても、タブレットに置き換わることは間違いないにしても、そこら辺の状況、バランスを見て配付になるという形になるかと思えます。

委員長 ほかに質問ございますか。

1 番 60～61ページの2款4項2目の山形県の議会議員選挙費でありますけれども、その中のポスター掲示場設置管理委託料、97万8,000円とありますけれども、これは何か所分になるのでしょうか。

総務課長 ポスター掲示場ですけれども、県の選挙につきましては61か所と想定しております。

1 番 たしか県と国のものは同じ箇所数だと思ったが、町内の町長とか町議は44か所ですか。少ないというふうに解釈しております。

それで、堀内地区内における設置場所、何か所かあるんですが、そのうち最上川沿いの町道の設置場所があるんですが、あそこですと大変場所、ちょっと高台にあって見づらいとい

うことがありまして、ポスターの貼るあれも貼りづらいというか、ちょっと上っていくもんですから、そういうような場所があるんですけれども。地域からももう少し別の場所があるのではないかとこの声がありまして、その辺のポスター掲示場の見直しというか、その辺は選管のほうで、今の件については要望も以前あったと思うんですけれども、その辺、検討されているのか。その点、お願いします。

総務課長 ポスター掲示場の場所につきましては、要望等もあるという、町内各所でそういった件があった場合には検討もさせていただいております。ただ、実際に設置場所を選定するに当たっては、実際の地権者の許可とか、いろいろとクリアしなければならない要件も出てきておりますので、そういったところも調整した上で、毎回、設置場所については選挙管理委員会のほうにかけて決めているということでございますので、設置、見づらいとか、ポスターが貼りづらい箇所というのは町内にも数か所、把握している点はございますが、できるだけそちらが改善されるように今後も考えてまいりたいと思います。

1番 ぜひ検討をよろしくお願いします。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 50、51ページ、2-1-13、防犯対策費、これも右側ですけれども、防犯対策機器購入費補助金、これも今までも似たようなものはあったんですけれども、具体的な事業の内容についてお聞きいたします。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました防犯対策事業の補助金になりますけれども、これまでにつきましては特殊詐欺の迷惑電話防止機能、こういったものを取り付けた電話に対する補助をしておりました。3月補正の中でもこちらの事業について若干ご説明させていただいたんですけれども、ある程度落ち着いてきた感があるかなと私どもは捉えてございました。ただ、そちらについては、まるっきりなくすのではなく、新しい部分も考えてございます。

1つが、都会を中心に様々な、自宅に侵入して高齢者をなどということもございまして、家庭用の防犯カメラ、また、悪質な勧誘等もございまして家庭用のインターホンなどについても考えているところです。もう一つが、子供用のGPS端末というものも考えてございます。今、出生されたお子さんの大半につきましては、三世帯同居というのがなかなかなく、親御さんと二世帯同居ということがございます。学校から上がった後、自宅のほうには子供のみという家庭も少なくございませんので、緊急に連絡を取る場合、固定電話はもちろんそういった家庭にはないということで、今、ある程度の方が子供用のGPS端末を使っているという情報もお聞きしましたので、そういったニーズにも応えながら、子供からお年寄りまで幅広い防犯対策に関して町で支援していきたいということで計画しているところでございます。

以上です。

3番 今までの特殊詐欺防止の電話機ですか、この購入に関しましては1万円の補助だったと思っていますけれども、今回、新しくなるこの事業ですけれども、補助の限度額といたしますか、上限額といたしますか、その辺をお聞きいたします。

住民税務課長 先ほど申しあげました機器について、計画する段階で様々なものを調べたところ、価格についてはおおむね1万円前後というところが多くございました。物によっては若干、2万円近くになるものもございますけれども、補助の基本としましては1万円を上限にということで、4分の3、1万円上限で考えているところでございます。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

5番 同じく50、51ページ、2款1項13目の中の下段のほうに、今の質問の下の方に犯罪被害者見舞金とありますけれども、これはどのような犯罪に遭われた方に対して見舞金を出すのか、その辺、内訳が分かればお願いします。

住民税務課長 犯罪被害者見舞金、予算額としては40万円でございますけれども、犯罪の種類というよりは、犯罪行為により死亡した場合、または、けがをした場合に対する見舞金でございます。全国あるんですけれども、死亡した場合には30万円、障害を受けた、けがをした場合については10万円という見舞金でございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第2款総務費についての質疑、審査を終結いたします。

第3款民生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 それでは、会議を再開します。

これより、第3款民生費の質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。

1番 66、67ページ、3-1-9、介護保険事業費の中の家族介護慰労金150万円、この対象者と金額についてお尋ねします。

健康福祉課長 これについては、7年度から名称を変更してやるものでございますが、対象者につきましては、介護度3から5の方を在宅で介護しているという方で、介護度3については認知症も入ってという条件があるんですけれども、それと4・5の方を在宅で見ているという方が対象で年間5万円の30世帯分を計上したものでございます。

1番 この件については、私も2年ほど前に質問させていただきまして、年間4万2,000円だったので、8,000円アップで5万円ということで配慮していただきまして、ありがとうございました。

そうすると、要件についても、以前は介護度が4以上というようなことだったんですけれども、今回、3以上を対象ということで、拡大したという解釈でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 以前も介護度4・5のみではなかったもので、拡大したわけではないです。3でも認知症の度合いによって拾うということで、今まで交付対象になっていた方が外れるわけではなくて、それを含みながら要件をさらに充実させたという形でございます。

1番 要件については、3以上全部が対象になるようにひとつ今後お願いしたいなと思いますし、あと、金額についても月5,000円程度、年間で6万円、そういうようなことについてお願いしたいんですが、この点については今後どういう、引上げとかは考えていないのでしょうか。

健康福祉課長 今回見直しをするに当たり、管内及び県内の同じような制度をしている市町村を調査した結果に基づきまして、5万円とさせていただいたところです。最上管内につきましては、最上町とうちが一番高く5万円ということで、ほかは4万円、3万円、2万円という形であるので、今後その辺の足並みというか、度合いが高まってくれば検討するようにしたいと思います。まず、今の段階では、今回5万円に変更したという段階ですので、将来的には可能性はあるかと思えます。

委員長 ほかに質疑ありますか。

3番 66、67ページ、3-1-5、福祉のまち推進費のところですがけれども、右側の2の福祉のまち推進事業の中です。令和7年度までここに長寿祝い金という270万円の項目があったんですけれども、これは今回、社協のほうに補助金の内容が移行したという認識でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 福祉のまち推進費に係る事業としては、委員おっしゃったもの以外にも高齢者の除雪の経費とか、それを含めて7事業がありまして、総額1,704万円を社協に移管したという内容でございます。

3番 分かりました。

では、今のところで長寿祝い金ですがけれども、これに関しましては、令和8年度も内容は変わらないという補助のところよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 長寿祝い金、100歳に30万円という内容については、変更ございません。その他、先ほど申し上げた1,704万円の内容についても、今のところは変更なく移管したところでございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

1番 64、65ページです。3-1-1、社会福祉総務費ですがけれども、その中の社会福祉協議会

補助金、5,356万5,000円、昨年度は2,170万3,000円ということで、対当初でありますと3,186万2,000円ほど増額になっております。約2.4倍ほど増額になっていきますけれども、職員数も増えたということもあると思うんですが、新たな事業としてどういうものを考えているのかお尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 新たな事業というのは、社協としてということでしょうか。だとすると、ちょっと私のほうでは社協がどういう事業をするかというのは、分からないところなんです。

今回、先ほど荒澤委員に申し上げた7事業については、町の今までの事業としてやっていたものを社会福祉協議会でやるという項目について7事業の内訳を申し上げます。敬老会事業、高齢者除雪事業、高齢者タクシー、福祉タクシー、鍼灸マッサージ、高齢者祝賀会、戦没者追悼式、以上の7事業でございます。

1番 私も以前、任命職員になったときがあるんですが、その段階ではやはり少ないのではないかとということで増員を要望しました。現在、5名の職員が配置になっているということなんですけれども、地域福祉力の向上というか、そういう面では大変いいと思うんですが、社会福祉協議会としてやる事業の内容、業務の内容を見ますと、従来保育所なり、学童保育なり、やはり健康福祉課の業務を社会福祉協議会でしているというのが多いというふうに感じております。新たに災害対応力の強化というようなことも入っているようではございますけれども、やはり地域の高齢者のサロンづくりとか、あるいは居場所づくりとか、見守りのネットワークとか、地域で高齢者が安心して暮らせるような、そういう寄り添った事業、本来の社会福祉協議会がやるべき業務が少ないのではないかと思います。そうしますと、現在の社会福祉協議会の存在感というか、そういうものがやはり低いというふうに思いますので、独自の事業を展開して存在感を高めてほしいと思うんですが、その点はどのように考えているでしょうか。

健康福祉課長 個々の詳しい事業については私からは申し上げられませんが、今年度、町のほうで地域福祉計画という5年間の計画を立てております。それと並行して地域福祉活動計画という、初めて社会福祉協議会の活動計画を立てたところでございます。それによりますと、今後5年の中で、委員がおっしゃったサロンの立ち上げとか、災害ボランティアの件とか、そういう大きいくりでは網羅されているところですので、今後、移管する町の事業をきっかけとして舟形の住民と直接関わる機会というのは当然増えるかと思っておりますので、困り事の相談とか、そういうサロンとかを通じて声を拾い上げていく機会は、社協としては増えると思います。町に直接来る前の段階で社協のほうで解決できるものを解決する、もしくは、できないものは町につなげてくるとか、警察や民生委員とも連携していきますので、そういう部分については強力な組織になるのかなと私どもは考えているところでございます。

1番 確かに役場よりも社協のほうの方が相談しやすいという、そういうあれもあると思いますので、ぜひ地域のいろんな方々に寄り添った活動の充実、その辺をよろしくお願ひしたいと思いま

す。

委員長 ほかに質問ございますか。

8番 今の関連でお願いします。社会福祉協議会からの連携事業ということで、課長からありました高齢者タクシー券、それから福祉タクシー券、それとマッサージ券ですか、その当初の予算額というか、分かったらお願いします。

健康福祉課長 高齢者タクシーにつきましては464万円、福祉タクシー、15万円、鍼灸マッサージ、13万円でございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

5番 68、69ページ、3款1項ですけれども、金額は大変少ないんですけれども、徘徊高齢者支援補助金5万円とありますけれども、これはどのような事業なのか教えてください。

委員長 暫時休憩いたします。

午後1時14分 休憩

午後1時14分 再開

委員長 会議を再開します。

健康福祉課長 これにつきましては、徘徊高齢者の居場所が分かる機械、器具、GPSみたいなものがあるんですけれども、その購入費に対しての2分の1補助の2件分を計上しているものでございます。

5番 分かりました。

GPS、確かに徘徊するような高齢者にとっては、これで行方不明になっている方は全国に多々いるわけですが、例えば靴とか、体につければ一番いいんでしょうけれども、どこにGPSをつけるのか。分かればお聞かせください。

健康福祉課長 様々あるかと思うんですけれども、ペンダント式であったり、ベルトにつけるとか、そういう関係の。どこという場所はないので、そういうつけられる機械に対する補助という内容でございます。ペンダント式が多いかなと思います。

5番 分かりました。では、いろんなところに、靴とか、ベルトとか。常に身につけているものに対して機械をつけるという感覚でよろしいんでしょうか。

健康福祉課長 そうですね。つけていないことには意味がないので。そういうものに対しての補助でございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

3番 70、71ページ、3-2-3の保育所費です。右側にですけれども、工事請負費2,115万2,000円が計上されていますけれども、この工事の内容についてお聞きいたします。

教育課長 保育所設置事業の工事請負費の内訳について申し上げますと、まず1つは、床暖房ボ

イラーの更新工事、676万円ほどでございます。もう一つが、遊戯室のエアコン4台の更新工事が1,248万円ほどでございます。それからもう一つ、受電設備の改修工事が190万円程度の工事ということで、3つの工事を計画しているところでございます。

以上です。

3番 保育所ですけれども、建物、設備含めてですけれども、何年経過しているのかお聞きいたします。

教育課長 現在のほほえみ保育園については、平成19年に建築されておりまして18年が経過しているという状況です。

3番 先ほどの答弁で、具体的な工事の内容のところ床暖房設備というところがあったんですけども、これはこの冬は問題なく稼働しているのかお聞きいたします。

教育課長 床暖房ボイラー関係なんですけれども、この冬については、実はタイマー装置が故障しておりまして手動によって操作をしておりました。実際の床暖房については稼働して今シーズンについては使用しているという状況で、こちらのタイマー機能が故障しているということもあり、そしてまた、ボイラーについては竣工当時から更新をしていないこともありまして、来年度、こちらのボイラーの更新も併せて工事を行うという計画であります。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

6番 70、71ページの3-2-4、児童福祉施設費で前年が1,400万円、今回が2,500万円ということで1,000万円ほど増えております。その中で学童保育業務委託料が2,400万円ということで、ほとんどが業務委託料の委託料であるようなんですけれども、1,000万円近く引上げになったという理由を聞きたいと思います。

教育課長 放課後児童対策事業の学童保育所の業務委託料の増額理由について申し上げます。

令和7年度の当初予算では、職員4名体制での計上で1,265万円ほど計上しておりました。それで、12月補正でご説明させていただいたとおり、体制強化ということで今年度については5名体制での運営を行っております。それによって12月補正で898万5,000円ほど増額補正させていただいております。

来年度、令和8年度においても、現在の学童保育の課題解決と併せて職員の体制強化を図るためということで、12月補正の現計予算と比べると244万3,000円ほど増額計上しているという状況でございます。

以上です。

6番 内容的には理解できますけれども、そうしますと、学童保育を利用されている子供の数が年々増えているということなのか。それとも、もともときめ細やかな対応をしなければならぬので職員を増やさざるを得なかったということなのか。この辺についてもう少し詳しく

お聞きしたいと思います。

教育課長 学童保育所の利用者人数についてですけれども、今年度については利用者が89名、常時70名から80名、利用しております。来年度、令和8年度の利用者については、先日、面談を行いまして審査をした結果なんですけど、今のところ、70名という登録の見込みであります。今年度と来年度を比べると同程度の利用者かとは見込んでいますところでございます。

また、学童保育所を利用されている児童については、やはりいろいろな性格をお持ちの児童もおりますし、配慮が必要な児童も多く利用していることから、また、開所日については月曜日から土曜日ということで、平日は放課後のみであるんですが、休日については朝7時半から夜7時まで週6日で休日は約12時間という長い開所時間になっております。今までについては本当にぎりぎりの体制で職員のほうでは運用、運営してきたことも検証した結果、来年度、今年度も含めてなんですけど、体制強化を図っているということでの業務委託の増額ということでご理解いただきたいと思っております。

6番 子供たちは舟形町の宝でありますので、ぜひ細やかな対応とやはり子育て世帯の過重な負担を軽減するためにもぜひ力を入れて進めていただきたいと思っております。

委員長 答弁は要りますか。ほかに質問ございますか。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第3款民生費についての質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。

午後1時25分 休憩

午後1時27分 再開

委員長 それでは、会議を再開します。

第4款衛生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第4款衛生費の質疑に入ります。挙手をお願いいたします。

5番 私から。72、73ページ、4款1項4目かな、その中に飼養犬登録事業と3番の猫不妊去勢手術費補助金交付事業とありますけれども、猫に関して去勢に対しての補助金交付、大変ありがたいんですけども、同じ動物で犬に対してはそういう考えはないのか。猫同様の去勢とかそういうものに対しての補助という考えはないのか、その辺についてお聞かせください。

住民税務課長 ただいまご質問で猫同様、犬に対する不妊去勢ということでございますけれども、今のところそういう考えはございません。猫については、なかなか登録したり何したりという、飼っている方が自治体ということはないものですから、そういった野良猫等で増える場合も想定して近所に迷惑ということもあつての事業でございます。犬については、基本的

には自治体に登録する義務がございまして、そういった部分もあって自然に増えていくということはなかなか考えづらく、それに対して飼い主の方がほかの方に迷惑をかけることも今のところ想定しておりませんので、そういった考えは今のところ持っていないところです。

5番 課長、答弁をありがとうございます。

確かにそうなんですけれども、やはり犬に対しても。猫がやはり野良猫化する。犬も、しかし、やはり迷惑かけないために去勢している犬も結構いると思うんです。やはり同じ動物といっても皆、家族なものですから。家族扱いというか、自分の中ではそういうものがあるんですけれども。そういうことを考えたときに、やはり猫だけではなくて、動物に優しい町だ、舟形町はそういう立派な町なんだということを内外に知らしめるためにも、そういうものを考えていただけないのか。その辺、お願いします。

住民税務課長 ただいまご質問いただいた意見なども参考にしたいと思いますけれども、近隣というか、全国的な自治体の活動であったり、あとは、そういったものが公的資金を投入して必要であるかの判断などもさせていただきながらという部分でご理解いただければと思います。

委員長 ほかに質問ございますか。

6番 ページが76と77の4-2-1、清掃総務費の中でちょっと予算とかけ離れてしまうかもしれませんが、情報提供ということで。今現在、ごみを出す際には袋に地域名と名前を記入して出しているわけです。ところが、舟形ではちょっとないのかもしれませんが、意外とごみというのは個人情報がかかなり詰まっているというところで、盗難が発生しているという話を聞いております。そういう事件が発生している地域では、名前をどうすべきかというところの検討も入っているようであります。多分、舟形ではまだそういったケースは発生していないのかなと思いますけれども、まずはこういう事案があった、舟形町で発生した経過があるのか、ないのか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 これまでの中でそういった事案があったという報告、収集業者や衛生組合長から報告をいただいたケースはございません。

6番 ほっとしているところであります。

現実に、最上広域の中でそういう事件が発生しているようなところもありますので、行政間で情報等、交換していただいて、どうあるべきなのかということについても話をしていけばいいのかなと思いますので、あくまでこの予算でどうのこうのということではなくて、こういうような事案があったということの情報提供ということで終わりたいと思います。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 先ほどは失礼いたしました。

74、75ページ、4-1-4、母子保健推進費です。右側の説明のところですけども、下か

ら6つ目ですか、不妊治療費補助金ということで令和6年度が12万円、令和7年度の当初予算が10万円という金額だったんですけども、この増額になった補助金の内容についてお聞きいたします。

健康福祉課長 不妊治療につきましては、40歳未満と40歳以上43歳未満という2つのくくりがございます。40歳未満の方につきましては不妊治療、通算6回までという制限がございます。ただ、高齢になりますと、さっき言った40歳から43歳までは通算3回までという規制が入っております。県の補助の段階です。ですので、町のほうでは43歳になっても6回までかかった分、4・5・6回目分は町のほうで補助しますという内容を今回新たに追加して、15万円のお2人分を追加したところでございます。30万円、追加したところでございます。

3番 今年度が10万円で令和8年度が70万円ということで、60万円の増額というところで、先ほどの課長の答弁で、県では補助をしていないところを町独自でカバーするという認識でよろしいでしょうか。

委員長 暫時休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時37分 再開

委員長 会議を再開します。

健康福祉課長 失礼しました。保険適用が40歳以上43歳未満について4～6回まで適用外になるという部分が、1人分で30万円でございます。先ほどの答弁で40歳未満が6回まで、40歳以上43歳未満が3回まで、保険適用にはなるんですけども、個人負担がどうしても発生する分、それを15万円の2人分、計60万円という増額の内容でございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

2番 ページが76、77の4-1-6、斎場管理運営費でありますけれども、説明欄のほうで工事請負費とありますけれども、昨年度も800万円計上になっておりまして今年度も831万6,000円とありますけれども、まず内容、何の工事なのか伺います。

住民税務課長 今年度の工事費の中身につきましては、2号炉のセラミックの修繕工事が310万9,000円、もう一つ、2号炉のサイクロン集塵機の更新が512万6,000円という内容でございます。

2番 斎場管理運営ということで、これは大蔵さんとの折半になっている金額だとすると、今の金額が、このままの金額になっていますけれども、その倍、かかっているということでしょうか。

住民税務課長 大蔵との負担割合についてですけれども、まず、歳出予算については舟形町で全てを計上させていただいております。これが生の工事費でございます。そして、かかった分

につきまして人口割、財政指数割と半分より若干多く、45%とかなんですけれども、それを歳入のほう、負担金で受けてございます。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第4款衛生費についての質疑、審査を終結いたします。

第5款労働費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第5款労働費の質疑に入りますが、ちょっと休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより第5款労働費の質疑に入ります。質問ありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第5款労働費についての質疑、審査を終結いたします。

第6款農林水産業費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第6款農林水産業費の質疑に入ります。質問はございますか。

1番 82～83ページ、6-1-4、農業振興費の東北農林専門職大学総合プロジェクト事業の中
であります。東北専門職大民間賃貸共同住宅敷地内にコインランドリーの建設ということ
で看板がありました。今は撤去されているようですけれども、これはどういうふうにな
っているのか、お尋ねしたいと思います。

地域整備課長 この件に関しては、担当補佐からご説明いたしたいと思えます。

地域整備課長補佐 ただいまご質問ありましたコインランドリーの進捗状況について申し上げた
と思えます。

建設予定地なんですけれども、雪を積む場所の確保ということから看板のあるところに雪を
積んでいたという関係上、看板が見えなくなってしまった、また、ちょっと破損してしまっ
たという事態で、撤去されたというふうに勘違いされているのかと思えます。撤去はしてい
ないというか、破損してしまっただけのところは正式なところかと思えます。

進捗状況でございますが、建設事業者、それから運営事業者とアドバイザーという立場で私
のほうで入りながらコインランドリーの建設、誘致に向けて動いてまいったところなんです
けれども、実施設計という設計が最終段階に入っているという状況と伺っております。降雪

が多かったものですから、着工がちょっとずれ込むかなというところではあるんですけども、今のところそういうふうに進捗している状況でございます。

以上です。

1番 そうすると、設置というか、あれは進んでいるという解釈でいいわけですね。

今後のあれとしてはいつ頃、開所といいますか、オープンの見込みなんでしょうか。

委員長 2回目以降は許可します。

地域整備課長補佐 着工、オープンの見込みなんですけれども、今のところ、はっきりとした時期についての打合せはなされていないような状況ではありますが、来年度中、8年度中に着工を目指すという状況を聞いてございます。皆様、楽しみにされている方もいらっしゃるようですので、そういう質問があったことを建設業者、それから運営事業者のほうにも伝えながら、オープンに向けてアドバイスのほうを続けていきたいと思えます。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

2番 同じ82ページの6-1-4、農業振興費でありますけれども、右側のほうで交流施設備品購入費とありますけれども、昨年度100万円、計上になって、今年は70万円、ありますけれども、今年度はどういった方向で、新しい学生か何か企画したのか、何に計上されているのかお伺いします。

まちづくり課長 こちらは、現時点ではまだどういったものというのはいませんが、今後必要になってくるであろうテーブルとかその他の調理室、キッチンなどの備品、器機材とかそういったところを想定しているもので、今のところまずはこれといった具体的なものは想定しておりません。必要な場合にも買えるように予算化したところですよ。

2番 東北専門プロジェクト事業でありますけれども、集落支援員さんの活用もあるんですけれども、それとは関連しない備品の購入なのかなと思いますけれども。これは、新しい学生、在学中の学生さんにも意見を聞きながら、足りないものを付け足していくような認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 こちらの交流施設は、学生との交流施設になりますので、話合いとか要望、そういうものを聞きながら精査して整備していく内容となっております。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 82、83ページ、6-1-4、農業振興費の説明欄のところが一番下ですけれども、これも全協で一部説明していただきました山村活性化支援事業貸付金、この事業の内容について一度お願いしたいと思います。

農業振興課長 ただいまご質問にお答えいたします。

当事業については、農林水産物等の消費の拡大や販売の促進、付加価値の向上などを通じた

地域経済の活性化を図るために地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組でございます。対象の地区は、振興山村の指定の地区ということで、堀内地区を中心として町全域が対象になりますが、事業主体を堀内地域活性化協議会といった事業主体において実施するもので、農林水産省から年1,000万円の助成金を頂戴して3年間、最大で実施できるものでございます。それで、8年度から協議会の事業を進めていくに当たりまして、助成金、交付金については年度末に実績で支払われるということですので、協議会、事業主体のほうにお金は実際はない状態でございます。そのため、まず町のほうから貸付金を頂きまして年度末の実績でお返しするといった内容の貸付金でございます。

3番 新たな事業ということで、この1,000万円を基にして特に堀内地区ですか、そこで活動してほしいというふうなようですけれども、この協議会ですけれども、顔ぶれ、メンバーといえますか、その辺についても少しお聞きしたいと思います。

農業振興課長 協議会のメンバーでございますが、現時点の案としましては小国川漁協さん、町振興公社さん、堀内地区の農業法人さん、堀内地区の農業者さん、小国川観光さん、産直まんさくさん、ほかに、地域おこし協力隊の方と町の農業振興課とまちづくり課、ふるさと応援支援室という顔ぶれを現在、計画しているところでございます。そこでアドバイザーというか、東北農林専門職大学の地域連携推進委員会の委員長である黒瀧教授のほうから学識経験者として入っていただく予定でありまして、あとは黒瀧教授の東京農大時代の教え子であるハレノヒ株式会社という会社を立ち上げてコンサルティングをしている赤井田さんという方もこちらのほうに入っていただく予定としております。

3番 この事業も東北農林専門職大学ですか、この縁があつてのというふうな事業のようですけれども、今、様々な団体の名前が出ていましたけれども、地元の個人の方もぜひ巻き込んで、あそこで何かやってみたいな感じではなくて、参加していただいた事業になるようにぜひお願いしたいと私のほうから要望します。よろしくをお願いします。

農業振興課長 ただいま申し上げたのはあくまで案でございまして、これから詰めていきたいと考えております。多くの関係者の方から入っていただければいいのかと考えているところでございます。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

5番 私は90、91ページ、6款2項1目の鳥獣被害対策事業の中の鳥獣被害対策実施隊報酬、ありますけれども、昨年度からイノシシが1万2,000円から2万3,000円、熊が2万円から3万円と報酬がアップしたわけですがけれども、これは大変ありがたいんですけれども、1つちょっとお聞きしたいのは、駆除した後の後始末なんです。埋める費用とか焼却の費用というのは、この報酬の中に含まれていないという認証でよろしいのでしょうか。

農業振興課長 あくまで報酬は年報酬でございまして、年間1人当たり2,000円でございます。

こちらに含まれてはいないと同時に、実際、作業の日当に関して、一般会計予算にない地域協議会の予算の中で7年度から時給2,000円をお支払いしてございます。

5番 分かりました。

報酬は分かるんですけれども、だから、駆除した後の後始末なんですよ。肉になる分にはいいんですよ、やはり。でも、春熊なんかだったら、とてもではないけれども肉には適さないと思うんですよ。埋設するとか、焼却するとか、そういう手間が出てくると思われるんです、私は。その場合は、また別途、町のほうでやるという認識でよろしいのでしょうか。

農業振興課長 埋却、焼却に関しての費用については、特に見てはございません。日当だけをお支払いしているところでございます。

5番 それ、分かるんですけれども。だから、そうなった場合に、誰がでは埋設や除去、焼却を担うのでしょうか。

農業振興課長 捕まえた実施隊の方々から実施していただいております。

委員長 ほかに質問ございますか。

8番 88ページです。1項14目の日本型直接支払交付金事業ですけれども、この中に中山間の地域直接払の交付金がありますけれども、たしか2月21日の新聞記事に不適切な交付があるということで全組織を調査するという鈴木農林水産大臣の記者会見の記事がありましたけれども、この辺の見通しについてはどうなっているのでしょうか。

農業振興課長 こちらに関して不適切事案はいろいろと想定はされますが、詳しくは来週に説明会がある予定でございます。そちらのことを踏まえて各集落協定の方々にもいろいろお知らせをしたいと考えているところでございます。

8番 これからという状況のようですけれども、中山間の地域直接払制度、令和7年度から新規になりまして、今、6期ですか、始まってスタートしているわけですけれども、大変地域の農家、組織にとってはありがたい交付金だと思って有効に活用させていただいているところであります。ぜひとも今後とも今までどおりの交付をお願いしたいところですが、まずは、組織としては今までどおりの活動をしていればということでよろしいのでしょうか。

農業振興課長 当町の集落協定の皆さんの取組に関しては、特にこれまでどおりやっていただければ支給の対象になると思いますので、これまでどおり頑張っていたいただきたいと考えているところでございます。

8番 この記事の中には自治体職員の負担軽減も図るんだという内容もあるわけですが、ぜひとも今後とも頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 86、87ページ、6-1-10、農村環境改善センター管理費です。これが前年対比2.67倍に

なっております。内訳を見てもみますと、工事請負費が1,300万円ほど計上されていますけれども、この工事の内容についてお聞きいたします。

まちづくり課長 農村環境改善センターの工事請負費の内容についてお答えします。

こちらの内容は、農村環境改善センターの農村公園、いわゆるグラウンド部分の照明のLED化工事を行います。全部で20個の照明をLEDに改修するものです。

3番 建物、本体に関しましては、令和5年ですか、1億3,400万円ほどかけた大規模改修という事業を行っていただきましたが、この建物の中のトイレ関係ですけれども、あそこはタイル張りのトイレのようで、サンダルもいわゆるトイレの下駄といいますか、木のサンダルということで、あそこでお年寄りの方ですけれども、ゲートボールということでかなり一生懸命、頑張ってもらっていますけれども、私からすると、どうもトイレの環境がいま一つかなと思っていますので、その辺少し、計画はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 多分、ご質問の意図がタイル張りで寒いということではないかなと思うんですが、タイル張りの改修について現時点では予定はございません。

ただ、サンダル、それも固くて履いた場合に冷たいというような感覚を高齢の方は受けると思いますので、履き物については、上司と相談して検討してまいりたいと思います。

3番 寒いのも当然寒い、あとは冷たいだと思うんですけれども、高齢の方であそこですまじいたり、木のサンダルが滑ったりして転倒というところを私は心配していますので、その辺も含めてですけれども、もう少し環境を整備していただければという思いでお聞きしたところでした。

まちづくり課長 ご指摘、ありがとうございます。

やはりあそこを利用される町民の方は、高齢の方がやはり多いのかなというイメージを持っています。つまり、そういったところも十分考えられることではありますので、今後、上司と相談してみたいと思います。

委員長 ほかに質問ございますか。

2番 ページが86、87の6-1-12、若あゆ温泉等管理費でありますけれども、次の89ページの備品購入ということで除雪機購入費とありますけれども、以前、ホイールローダの更新があったと思いますけれども、今回は何か故障して買い換えるのか、新規に増やすのか、お聞きします。

ふるさと応援推進室長 こちらの備品につきましては、以前のホイールローダとかではなくて、ハンドガイド、飛ばすほうの除雪機となります。今現在、検討しておりますのが44馬力の除雪機でございます。現在、所有の機械、あるんですけれども、20年以上使用しておりますのでこのたび走行不能という状況になりました。それで修繕した場合、どのくらい金額がかかるのかを見積もっていただいたところ、70万円ほど必要だという報告がありまして、また、

部品を交換する際にその部品が全国に1つしかないというような状況でございました。今後、別のところが故障したとしても部品があるのかなのか分からない状態だということもございまして、今回、購入したほうが良いという判断で計上させていただいたところでございます。

2番 走行不能ということですが、ということは、今期は稼働できなかったという認識でよろしいのか。今期は豪雪で必要不可欠なものだったんですけれども、走行不可能というのは、動くけれども壊れたような形なのか。どういう、今年使えたのか、お聞きします。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問につきまして、走行不能というのは、前進とかバックというか、そちらのほうができなくなったという状況でございます。

今年使えなかったのかということでございますけれども、途中までは利用できておりました。ちょうど予算編成するぐらいに壊れまして、その後、雪も落ち着いてきたということもございまして、少し小さい除雪機械で何とか対応していただいたという状況でございます。

委員長 ほかに質問ございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第6款農林水産業費についての質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第7款商工費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第7款商工費の質疑に入ります。質疑ございますか。

2番 ページ92、93の7-1-1、観光費であります。95ページの説明欄になりますけれども、ヒストリックカーミーティング事業補助金、今年度も100万円、計上になっておりますけれども、昨年度一旦、委員会というか組織自体、解散したわけですが、新たな組織メンバーができたのか、まずお伺いします。

ふるさと応援推進室長 現在、新たな実行委員会が立ち上がったというところにはございません。

2番 では、主体となる方が今年度もやりたいという方向性をしての計上になっているのか、お伺いします。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問につきまして、今、東北エコリサイクルネットワークさん、体験実習館のほうを管理されているところが、まず主体となって今までも行ってきておまして、来年度もぜひやりたいというような意向はあるようでございます。そのため、2月13日の広報にヒストリックカーミーティング in 舟形の実行委員の募集というところで募集をしている状況です。しかしながら、2月末時点の状況をお伺いしますと申込みが今のところないというような状況で、なかなか厳しい状況であるなと思っております。

2番 11回という長年してきた行事であります。以前、ばん馬大会とかいろいろした中で、代替行事等でこういう主催者がいての行事をやってきました。10年間やってきた区切りとして、

まず、1つの組織を自分たちというか、そこでつくり上げて、それで町は補助を出すような方向にできないかという話になっていると思いますけれども、やはり地元の方でないということもありますけれども、やはりこうやって公募しても実行委員というのはなかなか難しいものでちょっと大変なのかなと思いますけれども、可能な限り、縮小してもいいのでやるという方向があればとてもいいことだと思いますので、いろんな人の力を借りながら、もしできるのであれば実行していただきたいと思います。よろしくお願いします。

ふるさと応援推進室長 ご意見、ありがとうございます。

実行委員会、解散につきましては、事務局体制というようなところの課題もあったり、あとは、来年度、ふるさと応援推進室の事業として世田谷区民祭りが6月、ヒストリックカーの同じような時期に開催されることとなるというような課題もございました。そうした中で今、実行委員のほう、募集をしたり、いろいろ動きがあるかと思しますので、できる限り町のほうとしても何かあれば支援していければというふうには考えております。

委員長 ほかに質問ございますか。

1番 同じページ、94、95、7-1-1、観光費ですけれども、その中で町の観光物産協会補助金1,080万円、ありますけれども、この内訳をお願いしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問につきまして、町観光物産協会の補助金といたしまして、こちらの中には観光関連の補助金といたしまして430万円、それから、まんさくさんのほうへの補助金、まんさく関係というところで650万円、合わせて1,080万円の補助金となっております。

1番 まんさくさんは、以前、350万円ではなかったんですか。650万円。

農業振興課長 令和7年度の補助金額についても、650万円でございます。

1番 観光関連の430万円という説明でしたけれども、この中で若あゆ温泉の冬のイベントといえますか、プロジェクションマッピングか何か、そういう感じのあれば、430万円のうちどれぐらいになるんですか。

ふるさと応援推進室長 まだ今年度につきましては実績のほうが上がってきておりませんが、おおむね100万円程度であると思っております。

委員長 ほかに質問ございますか。

5番 では、96、97ページ、7款1項4目かな、企業誘致対策事業、企業立地及び雇用促進補助金、3,000万円とありますけれども、これはどういう使われ方をするのか、予定しているのか、その辺についてお聞きします。

ふるさと応援推進室長 こちらにつきましては、今現在、支出というか、そういった予定はございません。ただ、舟形町のほうに企業立地というか、来たいという事業者さんがあった場合に、用地整備のためであったり、建物、設備等に対して補助金のほうを支出したいというところ

ころで3,000万円、当初で計上させていただいているところです。

5番 では、まだ別に、めどが立ったわけではなくて、転ばぬ先のつえではないけれども予算を置いておかないと来たときに困るという感覚なんですか。

ふるさと応援推進室長 こちらのほうにつきましては、まず予算を計上させていただいて、そういった相談があった際にすぐに対応できるようにというところと、あとは町の姿勢というか、予算を置いて確保してそういった企業が来られた際にすぐに対応しますよというところで置かせていただいているところでございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

6番 せっかく3,000万円という高額の予算を取っているわけなので、来ていただくために町としてどういう企業に対して働きかけといたしますか、来てけるというふうなお誘いをしているのか。この辺、どういうふうな対応をしているのかをお聞きしたいと思います。

ふるさと応援推進室長 こちらにつきましては、企業さんのほうに訪問したり、そういったところについては行ってないところでございます。やはり舟形町のほうでは、工業団地というか、キリウさんのところがありますけれども、そのほかにそういったところがなくて、用地を整備というか、ならして建物を建ててというふうなところもございますので、やはり来られたいという方は何かしら舟形町がいいなという思いで来ていただくところが大きいのかなと感じております。ですので、こちらのほうからなかなか企業を訪問してという活動は難しいかなと考えております。

委員長 ほかに質問ございますか。追加。

まちづくり課長 今の野尻室長の答弁に追加でお答えさせていただきます。

これまで町では、訪問といったところに行ってきていないんですが、例えばクリエイト礼文さん、そういった舟形町に興味のある事業者さん、あれば紹介していただけないかと、そういったところのお話をこれまでできております。実際、大きな商業施設の話もございました。これまで町長のほうからも説明があった機会もあったのかなと思うんですが。そういったこともあったんですが、ちょっと実現はしなかったといった経過であります。そういった意味で、舟形町へ興味のある企業については紹介していただきたいというような活動は行っているところです。

委員長 ほかに質問ございますか。

1番 改めて94、95、町観光物産協会補助金の冬季イベントの関係で、プロジェクトンマッピングですか、先ほど100万円というのがあったんですが、これは二、三年になると思うんですけども、初年度、ちょっと見学に行きましたけれども、観光、見ている方もまばらというか、そういうのであんまりいい印象を持たなかったんですけども、この辺については費用対効果というか、その辺はどのように町としては捉えているんでしょうか。

ふるさと応援推進室長 ただいまのご質問に関しまして、費用対効果というようなところでございますけれども、令和6年度につきまして1か月間程度実施したわけですが、令和6年度の実績になりますけれども、ラ・テールでの食事付プラン、それからコテージの宿泊プランというのも同時にさせていただいて、計70名の方が利用されました。そのほか、ライトアップを見に来て温泉に入浴されたという方も少なからずいらっしゃるのではないかなと考えております。費用対効果で言えば、利益というところを考えればやはり歳出のほうが多い結果かと思っております。

しかし、この事業につきましては、観光物産協会がまず舟形町を盛り上げたいという思いから企画し、冬場にイベントが少ない舟形町の冬を活性化させることを目的として実施しているものです。私も今年、ライトアップのほうを見に行きましたけれども、温泉へ向かう際、それから帰りの際も、偶然かもしれませんが、車を止めて見ていらした方がおりました。やはり訪れた方々の心や記憶に残るような演出は必要ではないかなと感じています。例えば、同じおいしい料理を食べたとしても、やはり外の景色がライトアップされているほうが印象に残ると思いますし、場合によっては食べたものよりも景色を記憶されるというところもあると思います。そのように心、記憶に残る体験が生まれれば、またあそこに行きたいとか、遠くて行けないけれどもふるさと納税で応援してみっかなとか、そういった広がりにもつながるのではないかなと考えております。そうした観点から、この取組につきましては長い目で見て少し育てていく必要もあるのではないかと考えております。

1番 そうすると、観客というか、そういう人たちの反応はよいという理解をしているということですか。

ふるさと応援推進室長 先ほど申したような形で、わざわざ車を止めて見学されている方も実際にいらっしゃいますので、それが全員かは別として、それなりにいいなと思っていただいている方もいるのではないかなと思いますし、あそこのあゆっこ村周辺のイメージアップにもつながっているのではないかなと考えております。

委員長 ほかに質問ございますか。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第7款商工費についての質疑、審査を終結いたします。

それでは、ここで休憩をいたします。午後2時40分まで休憩をいたします。

午後2時24分 休憩

午後2時41分 再開

委員長 それでは、会議を再開します。

第8款土木費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第8款土木費の質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いいたします。

1番 98～99ページ、8-1-1、土木総務費の中の東北中央自動車道建設促進同盟会負担金に関連しまして、東北中央自動車道のトンネルの西堀地内の騒音については以前も申し上げましたが、たしか2年ほど前に国交省のほうで騒音調査をされたと説明がありましたが、その当時は7デシベル以下ということで対策の対象にはならないという説明を受けたと思うんですが。しかし、現在も夏期間は特に騒音がひどいという周辺の声がございますし、何らかの対策を取ってほしいというようなことであります。自動車道の区間も伸びましたし、交通量もかなり増えているのではないかと思いますし、住民からはフェンス等を設置できないものかというような要望がありますので、この辺について騒音の再調査と、それから国交省へのつなぎといたしますか、要望を再度お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域強靱化対策室長 西堀の騒音調査についてのご質問にお答えいたします。

以前の調査ですと、やはり防音の対策は要らないという結果で伊藤委員が言われたとおりの結果となっております。それで、先日、そのことについて国道維持出張所のほうに行ってお話をしてきたところなんですけれども、やはり交通量のほうが全然変わらないというようなことで、今のところ対策としてはしないという方向で考えてはいますという内容でした。

以上です。

1番 そういう回答だったということなんですけれども、地域住民においてはやはり騒音が、特に夏期間ひどいというふうなあれがありますので、ひとつ機会を捉えて再度要望をお願いしたいと思います。

地域強靱化対策室長 様々な要因とかがあると思いますので、そちらのほうをもう一度、国道維持出張所のほうに言ってみまして要望していきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

6番 ページが104、105、8-4-2、東北農林専門職大学関連造成事業で、まず1つが、場所がどこなのかということが1つ、併せて、予算内示のときの資料を見ると……

委員長 一問一答でお願いします。場所について。

地域整備課長 専門職大学の卒業生及び新規就農者の定住に資するため、民間アパート用地を整備するような形で検討しているところであります。令和9年度にアパート建築をし、令和10年度の入居を目指して進めているところです。

用地につきましては、現在、検討中であります。用地交渉等、今後のこともありますので、現時点ではお答えは控えさせていただきたいと思います。

6番 分かりました。

それで、同大学卒業後ということで就農する、就農を希望する方、あと町内で就農を希望する方というふうな、そのためのアパート建設とありますが、農業形態、要するに自営で行うのか、雇用での就農なのか、この辺。要するに、自営の場合だとアパートから農業するというのは、どこか空き家でも借りてそこをリノベーションしてそこに住んでそこでやるというのだったら分かるんですけども、アパートに住みながら農業をするという形態の仕方、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいまプロジェクトチームの中で検討中のことではありますが、例えば、新規就農、すぐされる方はもちろんですけども、例えば研修を行ってそこで勉強していく時点でもアパートに入ることができるようにしてはどうかという検討をしているところでございます。今回のアパートのほうは、まだ決定したわけではないんですけども、内容的には園芸の方を想定した形で、ある程度車庫等のスペースを確保した形でできないかというふうな話で検討を進めているところでございます。選果等、簡単なものができる程度というふうな考えで進めているところです。

6番 今、課長の答弁を聞いていますと、卒業後、就農を目指して地域おこし協力隊というような形で農業経験を積まれるときに、そういうふうなアパートに入居して行うというふうなことでもよろしいのでしょうか。

農業振興課長 現時点では、そういう方も含めて入居できるようにと今検討しているところでございます。

委員長 ほかに質問。

2番 同じ104、105ページの8-4-2、住宅整備事業で、東北専門職大学の新規就農者確保のための取組ということでありますけれども、奥山委員からもありましたように、やはり農業をする際に、場所はまだ発表できないということですけども、園芸とかそういうものの想定であればいいんですけども、やはりいろんな科目がありましてその中でちょっと大学のほうというか、生徒さんに聞いたら、実習的なものが結構、地元に戻して地元の農業をさせるという形で大学側は研修先を、福島だったら福島の実家に近いところに研修先を選んでいくようです。そういう形で行くと、やはりもっと踏み込んでいった政策をしていかないと、就農で舟形町で受け入れる体制というのはなかなか難しいのかなと思っています。

もう一つは、例えば園芸とか軽いものだったらアパートでもいいと言いますが、やはり農業となると農機具だったりとか、そういうものも所有しなければいけない場合もあります。そうした場合にアパートから、例えば長沢で農業をしたいという方がアパートから長沢に通うようなことになってしまうと、なかなか物事の進め方がちょっと悪いのかなと思います。その点について、規模、小さい農業でしか考えていないのか、例えば今、町、どこの市町村でも空き家対策ということで空き家を活用したことがもっと段階的に進まなければいけ

ないのかというときに、逆にアパートに住むことと一緒にやはりリノベーションした町でリノベーションした農家が就業できるようなものづくりも必要なかと思えますけれども、その辺についての話し合いとかはあったのでしょうか。

農業振興課長 専門職大学プロジェクトチームの中では、例えば作業小屋とか、機械の保管庫とか、そういうものが必要になってくる段階になりましたらそちらを探し求めていくということで考えておまして、まずはアパートからで、例えば空き家とかリノベーションしたもののほうが使い勝手がよろしいというふうになれば、アパートを出ていただいてそっちのほうを探していただければどうかというふうな意見が出てございます。

いずれにしても、最初に研修はしっかりしたほうがよろしいというふうに就農の定着率から考えて思っております、そういった方を中心に考えていくと。新規就農される方ももちろん、入居できるという形で考えているところでございます。

2番 この大学生の取組はいいんですけれども、まだ舟形町の若い人にとっても、やはり住めるところがない。あとは、おうちから少し離れたたいといったときに、やはり生活するところがなくて、結局新庄とかそういうところに行っているような状況です。大学生のための就農支援は分かるんですけれども、やはりもうちょっと町内というか、仕事場が舟形町にあって他町村から通うようなことが町で単独でできればいいなと思っておりますけれども、これはもう住める人が大学生とか協力隊とかに限定していくのか。できるか分からないですけれども、一般公募も可能なのか。その点、伺います。

農業振興課長 まず、決まっていないということから、先ほど申し上げたとおりではございますが、例えば先ほど申し上げた卒業生、あとは新規就農者、あと、就農を目指している地域おこし協力隊ももちろんなんですけれども、例えば転入者の中で町内に勤務する方とかも含めて今トータル的に考えているところです。補助事業、助成金の活用に関して条件はいろいろあると思いますので、条件を確認しながら決めていきたいと考えているところでございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

1番 104、105の同じ8-4-2の専門職大学関連造成事業ですけれども、専門職大の学生には限らないというようなあれなんですけれども、例えば専門職大の学生、卒業生ということを考えれば、卒業は2年後ですか。令和10年のあれということで、進路については今の段階でやはり未定というのが多いのではないかと思います、その辺、学生の意向調査というか、その辺についてはされているのでしょうか。

新規就農・女性活躍支援室長 学生の意向については、まだ特別、調査したものはございませんが、来年度、大学のほうで舟形町で就農に対する支援等を発表する場、各管内全部の市町村がそこで就職というか農業に対する支援を紹介する場面があるそうで、そこに行っているいろいろ説明をしながら意向を確認していきたいと思っております。

1番 先ほど部門については園芸部門を想定というようにお話があったんですが、例えば舟形で就農するという新規の方がいたとしても、やはりどの地区で就農するかというのが今の段階で分からないわけですね。そうした場合、住宅だけ整備というよりも、やはりどういう農業形態で舟形に住んでもらうというか、そういう農業形態の、そのほうがやはり大事だと思うんですね。そして、住まいということになると思うんですが。やはり住まいについては、2番委員が言ったように、アパートという形ではなくて、その地区の例えば空き家とか作業所がついた家をリフォームしてそこに住んでもらうというようなことがやはり農家としてふさわしいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

農業振興課長 確かに空き家をリフォームしたものとかのほうがやはり敷地も、あとは収納も多く、とてもよいと思うんですが、まず学生が卒業してすぐそれに取り組むというのは非常に重いというふうな意見も聞いてございます。まずはアパートに入って、町の状況をいろいろ知りながら、小規模な住まいの中で進めていくのが好ましいと考えてございます。その辺については学生さん、たくさんに聞いたわけではないんですけども、一部の学生さんからはそのような形のほうが入居しやすいというか、住まいやすいとお聞きしているところがございます。

1番 アパートの入居の対象者が新規就農者というような、地域おこし協力隊とかありますけれども、やはり学生等に限定しないで、一般の町民の方も入居できるようなアパートであれば理解してもらえと思うんですが、やはり学生なり新規就農だけということになるとなかなか町民の理解も難しいのではないかなと思います。

部屋数については何室、10室ぐらい考えているんですか。

農業振興課長 部屋数については、まだ検討中でございます。まだ決まってはございません。

町長 先ほどから東北農林専門職大学の関連する造成工事等についての質疑、大変ありがとうございます。

基本的には、先ほど課長のほうからもございましたが、1つは、どこに農地がある、どこの農地を借りられる、そういったところをマッチングするところを1つのワンストップの協議会をつくっておりますので、その方の新規就農する場合の意向と農地等をマッチングして、ではここでいうところが、例えば長沢であったり、舟形であったり、沖の原であったりというところで、ではここは空き家なのだというふうなことになるかと思えます。

その以前として、農業振興課長のほうからありましたとおり、卒業したからというところですぐ一丁前の農家になるわけではございませんので、やはり研修を積まなければいけないと思っています。1年ないし2年、そういったところで研修をしっかりとした上で、自分で一本立ちすると。その間はアパートに住んでいただくということになるんだろうと思いますので、まずは岡崎室長のほうからございましたとおり、来年度の夏休み、夏ぐらいまでには舟形町

での新規就農者、もしくは専門職大学の学生に対する支援策というのをプロジェクトチームのほうでしっかりまとめていただいて、こういう支援策があるのでほかの町村、もしくは県外のところよりもいいですよというPRをした上で、舟形町に残ってくれるという人をつくっていかうということでもあります。まだまだ先のことを今いろいろ議論なされていますが、まずは一丁前になるまでの住むところはしっかり確保した上で、その先をフォローしていくという考え方とっておりますので、その点についてご理解をいただきたいと思ひますし、必ずしも農業者とか新規就農者ばかりでないというところについては、参考にさせていただきますながらというところで、空室があった場合については、そこを運営する会社さんのほうで、運営的にまずくなるわけでしょうから、そういったところも柔軟に対応する必要も出てくるかもしれませんし、まずはしっかりと最初に受皿をこさえていきたいというのが町の考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

2番 度々すみません。104、105ページ、同じ8-4-12であります。この造成事業でありますけれども、まず1つは、用途名まではクリエイト礼文さんという形になりますけれども、今後進める取組、アパート建設については、入札制度なのか、業者を算定するような方向性なのか、その点を伺います。

農業振興課長 実施に当たっては、学生用のアパートを決めたときと同じように、コンペ方式で業者選定のほうをしたいと今の時点では考えているところでございます。

2番 まず、1つ、そうやって選定するようなことでいいですけども、先ほど言ったアパートに住んで一、二年研修のような形も分かりますけれども、やはり石巻のほうではリノベーション事業ということで、新しい若い女性の方が社長になって空き家対策ということで、リノベーションした家を企業向けに改造しているような事業があります。1人で一軒家に住むのではなくて、例えば、数人でそこに住んでもいいのかなと思ひます。こうやってアパート建築もいいんですけども、やはり空き家対策としては、一般の人が住むものも必要ですけども、やはりそうやって企業向けのリノベーションした就農に向けた取組もすれば、そうやって空き家の活用方法もできるのかなと思ひますけれども、その点、今後の課題でありますけれども、そのほうがいいのかなと思ひます。検討をよろしくお願ひします。

農業振興課長 そちらについては今後検討させていただきますけれども、まず、私どものほうでは、専門職大学総合プロジェクトチームとしてまず新規就農者を確保するための取組でございますので、こういった形で進めてきてございます。まず、学生用のアパートを選定するときも最初、シェアハウスを検討いたしましたが、やはり学生のニーズ、アンケート調査の結果、アパートのほう望ましいという回答が多かったもので、そのようにしてきたところでございました。今後については、新規就農者、今のところはアパートで検討しておりますけれども、いろいろと検討をして詰めていきたいなと考えてございます。

ほかの住宅関係については、また別の部署というか、別の話合いになるのかと考えているところでございます。

以上です。

地域整備課長補佐 東北農林専門職大学プロジェクトということでこの事業が進んできたわけなんですけれども、卒業生というところまで視野が広がっていくと、今度は移住・定住のプロジェクトとなってきているんだらうなという印象も持っているようなところなんです。加えて、先ほど来、ご質問ありますとおり、空き家対策という3つの柱が動いている、本当に総合的なプロジェクトに成長したなと考えているようなところでもございます。

空き家対策につきましては、これまで解体、それから空き家バンクというものを通じて運用してまいりましたけれども、民間事業者による空き家の利活用という部分が進んでいなかったのも事実でございます。そういった事業を進めたいと思ってございまして、不動産屋さんとか建築事業者さんのほうにも相談しているんですけれども、空き家を持つリスクが非常に高いというところで、なかなか積極的に動いてくれる業者さんが今のところ見つかっていないところがございます。今後も、そういう事業者さんがいれば何らかの支援を加えながら民間事業者による空き家の利活用も前向きに進めてまいりたいと思ってございまして、ちょっとお時間をいただきながら前向きに検討させていただきたいと思ってございます。

以上です。

委員長 いいですか。では、ほかに質問ございますか。

1番 同じく8-4-2の造成事業ですけれども、この造成費の財源は、どのように考えているんでしょう。

総務課財政係長 こちらの財源につきましては、ふるさと納税を原資にしました元気・舟形ふるさとづくり応援基金からの繰入金で財源は考えているところです。

1番 分かりました。

それでは、造成費はふるさと納税ということなんですが、アパートの建築が9年度、考えられるわけですけれども、その場合の財源、補助金等の見通しというか、その辺はどういうふうに考えているんでしょうか。

町長 先日、東京のほうで山形県の総務部長をされました、現在は内閣府の地域未来交付金の担当の大瀧参事官のほうとお会いしていろいろお話をさせていただきました。うちの町でこういう計画を持っているというところをお願いをしてみました。舟形町の取組については非常にいいというところございまして、移住・定住の拠点整備として非常にいいという評価をいただいておりますので、まずは問題なく地域未来交付金が該当するということで心配しないでくださいというふうなことで言われてきましたので、その旨、お答えいたしたいと思っております。

1番 町外者というか、その受入れも大事ですけれども、やはり今、町内の町民の方のアパート確保というものが需要だという声が、高齢化なり一人暮らしが増えている段階で、町内の方のアパートをまず優先すべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

地域整備課長補佐 町内の方向けのアパートというふうなことで、一般の方が入居できるアパートというふうに理解して答弁をさせていただきますけれども、昨年度に堀内地区のほうにアパートが建築になったわけなんですけれども、数年に一度、そういう民間アパートの申込みがあるような状況になっているようなところでございます。私どもとしましては、民間事業者が運営するアパートは切望しているような状況でございまして、そういう事業者が現れれば積極的に誘致をしてまいりたいと思っているところでございますけれども、なかなか毎年のように現れてはくれないところが1つ課題になっているかと思っているところでございます。やはり新庄市のほうに転出の理由づけとしましては、アパートを求めてというところも1つありますので、そういう若者をなるべく町内にとどめておくためにも、民間のアパートは必要だと痛感しているところでございますので、今後とも誘致のほうを進めてまいりたいと思います。

補助金につきましては、今回の予算書のほうには一旦、計上されていないような状況になってございます。数年に一度、そういう事業者が現れるということもありますので、誘致が成功しそうと思った段階で補正予算ないしで対応させていただきたいと思っておりますので、そのあたりについてはぜひお願いしたいと思っているところでございます。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

6番 ページが104、105、8-4-2です。今、2番目につきましては大体分かりましたが、人口増加対策ということの一環だろうと思っております。その上、定住促進住宅団地整備事業、今回は測量・設計業務委託ということなんですけれども、この事業を行う目的をお聞きしたいと思います。

地域整備課長 舟形のハリヨ地区など中学校の移転に伴いまして、周辺の宅地造成等を構想的に検討してみるという構想図、検討図のようなものをまず作成していくという業務になります。ハリヨ地区だけでなく舟形町内、ほかの箇所等も検討材料としてはあるところでありまして、何か所か選定しまして構想的なものを作成する、または、それを基に先ほど補佐のほうから出ました民間のほうの誘致につなげる、民間の参入につなげるようなものをつくっていきたいということで今回上げたところです。

以上です。

委員長 手を挙げて質問してください。

暫時休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時14分 再開

委員長 会議を再開します。

地域整備課長補佐 こちらの事業につきましては、戸建ての住宅を想定した分譲地を町内どこかに構想できないかということでございます。令和2年にひだまり第2分譲地を分譲したわけなんですけれども、その後、令和5年に堀内分譲地ということで、ひだまり第2分譲地のほうは3区画ほど残ってございますが、こちらは子育て支援住宅からの退去者専用ゾーンが3つ残っているだけということで、一般の人が購入できるような区画はもう全て売り切れているという状況でございます。アパートにつきましては一時的な入居と理解しておりますので、その後、定住してもらうためには家を建てる場所も必要であろうというところで複合的に考えて、まず、先ほど課長が申し上げたとおり、構想図のほうを、どこが最適かというところを調査してみたいと考えているところです。

以上です。

6番 今、補佐の答弁を聞いていますと、まず今回は小中学校、移転になる場所にこだわらず、もう少し広い範囲の中で候補地を選定していくというようなことのように私は理解したんですけれども、ぜひ、子供たちがいる地域はやはり活気があって元気も出てくるので、できれば少し分散してもらえばその地域、地域が元気になってくるということもありますので、あまり1か所に集中しないような候補地を選定していただきたいなと思います。

地域整備課長 まずは構想ですので、奥山委員がおっしゃったような意見も踏まえながら検討していきたいと思います。

町長 ご指摘はごもっとものとおりでございますが、内山の住宅団地、造成してまた1区画売れておりません。私が財政係長のときに造成の話があって、内山で大丈夫なのかという議論も議会の中でありました。そのときは絶対大丈夫だというふうなことでありますが、あれからうん十年、まだ売れていないということもございます。やはりニーズの高いところに造成をしなければ、なかなかそこは来てもらえないという実情もございますので、それらを総合的に勘案して判断をさせていただきたいと思います。

6番 大変、町長から答弁をいただいて、ありがとうございます。

私的にはやはりできれば舟形本町街、駅が近い、病院が近い、コンビニが近い、ニコットが近い、そういうふうなエリアにやはり造っていかなければ、若い方々は定住してくれないだろうと思います。そういったところで、第三だけにこだわらないで、もう少し広く考えてもらいたいというようなことの要望です。

町長 ご意見いただきましたので、総合的に検討させていただきます。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 100と101ページにあります8-2-2、道路新設改良費、これが前年対比約2倍という予算が置かれてあります。右側の道路メンテナンス事業ですけれども、この工事請負費です。この具体的な箇所の説明をお願いしたいと思います。

地域強靱化対策室長 ただいまのご質問にお答えします。

箇所は1か所のみとなっております、長尾橋のほうとなっております。

以上です。

3番 すみません。令和6年の災害で中断になった箇所を再開するというふうな事業の内容だと思います。これでよろしいでしょうか。

地域強靱化対策室長 以前のほうで前々年度のほうでは、2径間分の補修工事をやっております、その残り分、全部で5径間あるんですけれども、そちらの残り分、3径間で中央部から北側のほうに向かっての3径間の工事となります。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款土木費についての質疑、審査を終結いたします。

続きまして、第9款消防費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第9款消防費の質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

2番 106、107ページの9-1-2、消防施設費であります。今回、小型動力ポンプ購入費とありますけれども、これは積載車にするものなのか、それとも別途必要なポンプなのか、どういうものなのかお聞かせください。

住民税務課長 こちらにつきましては、小型動力ポンプということで松橋地区に設置しておりますポンプの更新になります。松橋地区のポンプにつきましては、平成4年製のものですございまして大分古くなってございまして新しく更新するものですございます。

2番 分かりました。

次に、上の工事請負費がありますけれども、昨年度も工事請負費とあります。780万円、昨年度、今回、1,300万円ですけれども、この内容は。

住民税務課長 ただいまご質問いただきました工事費につきましては、2件の消防施設になります。1件が舟形第一地区の防火水槽を更新するもので約200万円、もう一つが松橋地区に防火水槽を新設する工事で1,100万円でございます。

委員長 よろしいですか。ほかに質問ございますか。

1番 106、107、9-1-1、非常備消防費の最上広城市町村圏事務組合消防費負担金9,298万

5,000円、ありますけれども、この内訳というか、内容をお願いします。

休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時24分 再開

委員長 会議を再開します。

総務課財政係長 消防費分担金の内容ですけれども、最上広域で運営しております常備消防、消防の人件費や消防庁舎の運営経費などが内訳としてございます。なお、昨年度よりも減額ということになっておりますのは、消防庁舎の建設経費の分が一段落したということで、こちらのほうが減額ということで聞いております。

以上です。

1番 分かりました。

新しい消防署が今月ですか、開所になるわけですけれども、年間の維持管理費というのはどれぐらい見ているんでしょうか。

住民税務課長 分担金の中で維持管理費が幾らという数字は来ておらず、そちらについては広域の消防のほう、広域の組合のほうで積算しているかと思います。

町長 広域の理事をしておりますけれども、私にも新庁舎の年間の維持管理費等についてはまだ示されておきませんので、今後、私のほうからも聞いてみたいと思います。

1番 町民の方のそういうような声もあったもんですから、お聞きしたところです。お願いします。

委員長 ほかに質問ございますか。

2番 ページ、106、107の9-1-3、防災費であります。ページ109になりますけれども、備品購入費であります。昨年、令和7年度も5,000万円という形でいろいろ買われましたけれども、今回、1,860万円とありますけれども、今回の内容等は何か決まっているんでしょうか。

住民税務課長 こちらの金額の事業内容につきましては、令和7年度と同じ地域未来交付金を活用しての消防資機材、備品購入になります。当町の予定としましては、冬期間の避難所に対するの暖房ということでジェットヒーターを各避難所に整備するもので14基、併せて、ジェットヒーターを動かすための発電機もセットで考えてございます。そのほか、夜間等に災害が多く発生する傾向がございますので、夜間、様々な受付であったり誘導であったりという部分もあるので、バルーン型の投光器を6基、購入する予定です。令和7年度来、消防資機材を購入しておりまして保存する場所等も若干必要で、今回のメニューに場所も載っておりますので、防災倉庫も4基、購入する予定でございます。

資機材については以上です。

2番 今の収納する倉庫4基の置き場所は、どこを想定しているのでしょうか。

住民税務課長 避難所を設置するときもございますので、そういった場所をある程度想定しております。あとは、雪の状況等もございますので、採択になった後にある程度絞り込むという作業になろうかと思えます。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 108、109、2-1-3、防災費のところですけども、右側の上から5番目、ハザードマップ更新委託料ということで、現行のハザードマップ、数年たっていると思うんですけども、この内容についてお聞きいたします。

住民税務課長 現在、ハザードマップを作成し各戸にそれぞれ交付しているマップの更新になりますけれども、更新の内容ということでお話しさせていただきたいと思えます。

ハザードマップにつきましては、各地区の危険な場所であったりという部分を地図上で色をつけて表示しているものが一般的ですけども、今回は国・県の様々な変更に合わせての更新となります。

1つが、県が新たに発出した土砂災害が発生するおそれがある箇所ということで、リストを出してございます。そちらをしっかりと盛り込んだ形のハザードマップにするというところが1つあります。

もう一つが、降水害、土砂災害、大雨浸水等、それぞれ危険レベルを設けたものがそれぞれの機関から発出されておりましたけれども、このたび全てを連動、表記を統一した危険度を表す表記が気象庁から出ております。そちらも併せて改正する内容となっております。

以上です。

3番 今現在、全戸配布になっているハザードマップですけども、これが更新になったときですけども、ちょっと前よりも多分、A3サイズですかね、今。それで、中身が、例えば堀内地区だったら堀内地区というところでちょっとかなり細い、見た目が細いのかなというふうな私、イメージがあったんですけども、その前のハザードマップのように、各地区、集落ごとのものにするともう少し見やすくなるのかなと思っていますけれども、その辺、どんな感じ、受け取っているか、お聞きしたいと思えます。

住民税務課長 現在、お配りしている地図につきましては、ゼンリンの地図を基本にしたもので作っているところであります。A3より一回り大きいようなイメージですけども。ただいま荒澤委員からもお話しあったような内容も踏まえて、より住民の方、お年寄りの方でも見やすいものというふうに取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

3番 ぜひよろしくお聞きしたいと思えます。これに関しましては、今、課長から説明があった

ような紙版のハザードマップ、併せて、デジタル版も今回、追加で作成するという内容でよろしいでしょうか。

住民税務課長 現在も紙版とデジタル版がございますので、両方とも更新するというので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第9款消防費についての質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

明日は午前10時より開会します。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時33分 散会

令和8年3月10日（火曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第3日目）

令和8年度予算審査特別委員会第3日目

令和8年3月10日（火）

出席委員（9名）

1番 伊藤 廣好	7番 佐藤 広幸
2番 叶内 昌樹	8番 八 太
3番 荒澤 広光	9番 石山 和春
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦
6番 奥山 謙三	

欠席委員（1名）

4番 伊藤 欽一

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	まちづくり課長補佐	沼澤 友幸
副町長	伊藤 幸一	住民税務課長補佐	植松 昌人
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	鍛冶 紀邦	住民税務課長補佐	八 太 俊勝
デジタルファースト推進室長	佐藤 仁	住民税務課税務係長	岸 崇司
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	大場 君博
ふるさと応援推進室長	野尻 誠	健康福祉課 介護保険担当補佐	大場 由美子
住民税務課長	豊岡 将志	健康福祉課 地域包括支援センター長	東村 貴恵
健康福祉課長	沼澤 一征	健康福祉課 こども家庭センター長	原田 真由美
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅博	健康福祉課 子育て支援センター長	矢口 加奈子
新規就農・女性活躍支援室長	岡崎 千恵子	農業振興課 農政企画係長	佐藤 祐
地域整備課長	伊藤 秀樹	農業振興課 農業振興係長	高橋 健
地域強靱化対策室長	伊藤 英一	地域整備課長補佐	八 太 幸仁
会計管理者	相馬 広志	地域整備課 下水道主査	齊藤 伸也
総務課財政係長	仲野 健太	地域整備課水道主査	松本 正人
教育長	浅井 純	教育課長補佐	沼澤 辰成
教育課長	森 英利	代表監査委員	齊藤 徹
総務課長補佐	佐藤 拓	監査委員事務局長	大場 健一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 大 場 健 一 事 務 補 助 員 大 場 正 江

本日の会議に付した事件

議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について

議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について

午前10時09分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

まず初めに、町長のほうから広域議会に関しての分担金に関しての説明をしたいという申出がありますので、発言をしてください。

町長 分担金というふうな中身の中で、昨日、1番委員さんのほうから新消防庁舎にかかるというところで全てのものが出されているわけではございませんけれども、設計段階における設計屋さんの試算というふうなところで、令和8年度につきましては、新消防庁舎に移行することで3,120万1,376円の光熱水費がかかるというところで、これについては令和7年度の見込みから比べますと1,830万何がしが増えるというふうなところであります。

その要因としましては、一つは、新庁舎が旧庁舎の約2.8倍の広さがあるということ、それから消防通信指令部については24時間空調になっているというふうなところ、そういったところを踏まえまして、さらに、ガスにつきましては、現在の庁舎につきましては都市ガスが入っているようでございますが、今度は都市ガスの区域外というところでプロパンガスに変わるというふうなところで、1トン当たり400円値上がりするというところで試算をしているようです。これに、さらに、除雪費等について掛かり増しがするだろうというふうに思っておりますが、その点については羽田設計さんのほうではまだ試算がっていないというところでございますので、まずは令和8年度の状況を見てみて、どのぐらいかかるかというところになると思いますが、一応、今のところ提出をもらいました資料的にはそのような試算をされているようでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 それでは、これより第10款教育費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第10款教育費の質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いします。

1番 112ページから113ページの10款1項2目の事務局費の中の8舟形中学校移転新築事業について、現在、検討委員会が開催されているわけですが、現在どのようなことが検討されているのか話せる範囲で伺いたいと思います。

教育課長 舟形中学校移転新築事業の、今年度検討委員会を設置しておりまして、そちらの経過

を含めて申し上げますと、今年度5月に舟形中学校の移転新築検討委員会を立ち上げました。昨年度、教育委員会で作成した基本構想案を基にして、今年度これまで検討委員会を5回、そのうち検討委員の皆さんとの視察を2回、町民を対象としたタウンミーティングのほうを1回開催したところであります。この中でいろいろと検討しまして、先日、2月24日の第5回目の検討委員会で、今年度の取りまとめということで共有しまして今年度の検討委員会を終了したという状況でございます。

内容につきましては、やはり、町民総意のというか、4,500人の学校づくりというところを視点に持って現在検討を進めているという状況でございます。まずは、今年度については検討委員会を終了したと、そういった視点の下で終了したという状況でございます。

以上です。

1番 そうすると、中学校の単独校というか、そういうことで考えていると、小中一貫校という形ではなくて、単独校でという考えなんでしょうか。その点どうでしょうか。

教育課長 ただいまのご質問の単独校にするか、それとも一貫校というんですか、統合校にするかというご質問かと思うんですけども、それも併せて、再度、今後、検討委員の方々と検討していきたいということで、先日の検討委員会では共有したところでございます。

以上です。

委員長 ほかに質問ありますか。

2番 ページが128、129の10-5-1になるのかな。ページ、前ですけれども129ページの説明欄のほうで下から4行目の全協でも説明があったわかあゆクラブ補助金であります。810万円の使い道でありますけれども、今後、地域移行ということで中学校の負担軽減という形で全国的に地域移行というものが進んできたわけですけれども、今回、わかあゆクラブにつきましては、全協のほうでは、既存というか舟形町で対象となるクラブ活動として、野球、バレーボール、サッカー、バドミントン、ソフトテニス、吹奏楽とありますけれども、地域移行となりますと、ほかの個人競技とかそういう部分も含めた形になっていくと思います。

この補助金の対象というのが、現存する、舟形町に今ある活動に対しての補助事業なのか、それとも他地域に行った活動の中での、その分も含めた内容になっているのかを、まずお聞かせください。

教育課長 ただいまのわかあゆクラブ補助金の内容について申し上げますと、まずは、これまで支援をしてきました、今年度までは中学校の教育振興費のほうにあったんですけども、青少年スポーツ・文化活動地域支援事業費補助金、こちらについては、現存の今あるクラブ、部活、クラブ競技、こちらのほうには支援のほうは継続していくということと、それにプラスしまして、新たに当町に活動拠点がなくて、ほかの市町村で活動している生徒も現在いる状況でございます。例を申し上げますと、水泳、空手、剣道とそこら辺を想定しているんで

すけれども、その方についてもこちらの補助金を活用して支援をしていきたいと計画しているところでございます。

以上です。

2番 舟形町での野球部とかテニス部に対しては、今まで、ユニホームだったりとかそういうものを活用したということは分かりました。今後、そうやって個人競技等も多分いろいろな地域間で共有し合っていくのかなと思いますけれども、一つ、中学校における部活動の地域転換の中でバス利用とかありますけれども、これはある程度限定されてしまうのか、やはり、そうやって拠点が移動したことによってクラブ活動の場所が変わってきた場合に、どこまで町の対応になるのか、バス利用とありましたけれども、その点については、範囲的なものがあれば教えてください。

教育課長 クラブに係るスクールバスの活用についてご説明をいたします。

こちらについては、現状でも土日の遠征とかではスクールバスを活用しておりますし、今後についても、そちらについてはサービスの低下につながらないようにということで継続することと考えているところでございます。

以上です。

2番 今年から本格的にスタートするのかなと思いますけれども、二、三年いろんな状況が変わった中で、なかなか中学校の部活動を地域転換するというのは結構な課題だったのかなと思っております。中学校の教職員の負担軽減という形ではありましたけれども、やはり、実質には中体連的なものは学校運営的なものが多いと思いますので、それが地域転換になったらどうなるのかなとちょっと思っておりましたけれども、今後、そういった子供たちがいろいろなスポーツに取り組めるような形はすごくいいと思いますので、なるだけ、できる範囲でサポートをよろしく願いいたします。

以上です。答弁は要りません。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 112、113ページの10-1-2の事務局費です。その中の日本一のおいしい給食食育推進事業というところで、今現在、保護者の方から、小学校に関しましては一食260円ですかね。町での補助ということで、一食約100円弱、100円ぐらい補助を出してこのおいしい給食食育推進事業を運営しているものと思いますけれども、4月から給食の無償化というふうな全協で説明ありましたけれども、この内容について改めてお聞きしたいと思います。

教育課長 令和8年度からの給食費の無償化について申し上げますと、まず一つは、国の学校給食費の抜本的な負担軽減ということで、いわゆる給食の無償化と言われておりますが、こちらについて国のほうから2分の1、県のほうから2分の1ということで1人当たり月5,200円が国、県のほうから交付金で支給されるという制度が一つございます。

もう一つは、保育所も含めて完全給食が4月から始まると。併せて、中学校においても中学生の完全給食を8年度から実施するというので、保小中も含めて全て給食の無償化を8年度からスタートするというのでございます。

今まで、小学生については265円、中学生については310円を保護者から負担をしていただいております。今年度12月現在の一食当たりの給食費なんですけれども、大体420円程度と見込んでおまして、そちらも見込んで、小学校については国からの交付金以上の賄い材料費については全て町で賄うということで、先日の内示会するときにも説明しておりますが、大体1人当たり月7,500円程度というふうなところで試算をしているところでございます。

以上です。

3番 舟形町の給食は日本一のおいしい給食ということで、町の売りの事業の一つでもあるかと思っております。保護者にとっては大変助かる事業かなと思っております。今、課長から説明いただきましたけれども、国のほうから月5,200円ということで、一食当たり今保護者が負担している260円相当かなと思っております。あとは、町独自で1,300円ですか、月。これがプラスで115円程度、保護者の軽減が、町で補助して、さらに今までと同じようなおいしい給食事業を維持していくという内容でいいのかなと思っておりますけれども、併せて中学生も無償化という認識で再度確認をしたいと思っております。

教育課長 中学生についても無償化でございます。

委員長 ほかに質問はありますか。

1番 それでは、130ページから131ページ、10-5-3のB&Gセンターの管理費の中で、プールの改修関係の工事請負費1億839万2,000円計上となっておりますが、プールの利用について、令和7年度の利用実績についてはどのようになっているか、まずお聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまの質問の今年度のB&Gセンターのプールの利用者について申し上げます。

町内のほうから申し上げますと、中学生以下についての子供の利用者については277名です。高校生については1名、大人の方については113名ということで町内の方の利用者については391名でございました。

それから、町外の方、中学生以下については116名です。高校生についてはございませんでした。大人の方については81名ということで、町外の方については197名ということで、合計しまして588名という実績でございます。

以上です。

1番 今の数字は、そうすると7月、8月の2か月ということなんでしょうか。期間です。

教育課長 今年度の期間についてですけれども、今年度についてはB&Gセンター上屋の塗装とか幕体の更新がございまして若干通常とは遅れたオープンになったんですが、7月19日から

8月31日までの約1か月ですかね、その期間の利用者の実績でございます。

1番 そうすると、改修後はもう少し期間が延びるということでもいいのですか。予定的には7月初め頃からとか、その辺はどうでしょうか。

教育課長 改修後の利用期間については、今までどおり、通常どおり7月中旬から8月下旬までということで計画をしております。

以上です。

委員長 ほかに質問ありますか。

3番 116、117ページの10-2-1小学校管理費です。この117ページの説明欄のところに、令和7年度にはなかったんですけども、特殊建築物検査委託料、中学校の中でも出てくるようですけども、この委託料の内容についてお聞きいたします。

教育課長 学校管理費の中の特殊建築物検査委託料の内容について申し上げます。

こちら、建築基準法第12条の規定によって3年ごとに調査が必要なものでございまして、建物全体の劣化、損傷、それから防災上の安全対策等について3年ごとに点検をしないとけないということで、今年度点検することとしております。

以上です。

3番 分かりました。3年に1度この委託料が発生してくるということで理解しました。ありがとうございます。

委員長 ほかに質問ありますか。

2番 款、項、目114、115の10-2-1になりますけれども、ページが117ページの説明欄になります。

冬季分の中段あたりに、スノーモービル保守点検整備委託料とありますけれども、昨年度も1台故障したということで、買い足すことはないという答弁をいただきました。今年度も、豪雪になった際のスキー大会前に、恐らく1台、多分動かなくなったのかなと思って、1台で多分稼働したと思いますけれども、今年の大雪で、やはり、する人、先生たちの担当者で毎日入れ替わりしているんですけども、結局そこで担当する人が3人ぐらいたとしてもモービルが1台しかないという状況の中で、なかなかちょっと大変なのかなと思ったんですけども、今回は保守点検整備委託料とかしかないんですけども、その後の壊れた1台の状況はどういう状況だったのか、まずお聞きします。

教育課長 舟形小学校のスノーモービルの保守点検関係の、今年度、スノーモービルは当初は2台あったんですけども1台壊れたという状況についてご説明申し上げますと、こちらの不具合箇所については、先日、業者のほうから点検というか確認をしていただきました。それで、エンジックランクケース内とベアリングとが故障しているというところで、早急に修繕を依頼しようとしたんですけども、老朽化、モデルが古いということと部品がもうない状

態であるという結果でございます、今現在、対応についてどうしようかというところで検討している状況でございます。

以上です。

2番 スキーの記録会をする数日前に故障して、試合前ですごく大雪が降ったときでした。結局、業者も多分壊れた箇所から引揚げもできなく大変だったのかと思いますけれども、今ヤマハのモービルを使っていますけれども、国内ではモービルの製造をしているところはないんですけれども、やはり、型が古いということで、1台は部品取りという形で置いていると思いますけれども、今後、大雪になった場合に今のモービルだと大変踏みづらく、深雪には対応していないということもありますので、もし今後記録会で必要になってくるものであれば、中古を求めてもいいですけれども、やはり、1台ではもう到底、多分、コースのレイアウトは難しいと思いますので、違う形で地域の協力を得るとか、そういう場面、場面での対応が必要なかと思っておりますけれども、今季に関しては更新的なものがないらしいですけれども、今後この1台で対応していくのかお伺いします。

教育課長 今、小学校のほうでスキー授業も行っておりますけれども、その中で叶内委員もそうですが、地域の方にボランティアとしてコース整備もお願いしているということで、本当に感謝を申し上げたいと思っております。

今後についても、スノーモービルの台数を増やすとかどうのこうのということは現時点では申し上げることはできませんけれども、それより地域の方、今、学校、地域連携ということで推進している中で、さらに地域の方の協力を得ながらコース整備等についてお願いしていければなと思っております。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

9番 129ページ、10-5-1になります。先ほど、2番委員からも質問がありましたけれども、わかあゆクラブ補助金についてお伺いします。

810万円と非常に金額が大きくて、非常に手厚い支援だなということで感謝したいと思います。

内容を見ますと、地域クラブと広域クラブというものがあるようでございますけれども、地域クラブは問題ないと思っておりますけれども、広域クラブは、対象が舟中生が入っているというふうなことになっているようです。舟中生が入っているのは当然のことなんだろうと思っておりますけれども、1名でも入っていれば、それで対象になるのかどうか、その辺をお伺いします。

教育課長 ただいまの舟形わかあゆクラブという、来年度から部活動の地域展開として舟形のクラブの名称を舟形わかあゆクラブと決定したところでございますが、こちらの広域クラブの

対象、一人でも舟形中学生がいれば対象になるのかというご質問に対してお答えいたします。

今のところ、一人でもいれば広域化クラブについては対象というふうに考えているところでございます。あくまで、舟形町の子供たちが本町で、近い場所で活動できる環境を整備するという視点で、一人でもいれば対象にしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

9番 主な支援策ですね。いろいろあるようですけれども、例えば公共施設の使用の減免、先ほども出ましたけれどもバスの利用とか。それから運営費の補助、それから大会出場の激励金ですか、そういう補助があると思うんですけれども、例えば今年度このクラブの対象になって、学年によって非常にばらつきがあると思うんですね、様々なクラブにおいても。それで、来年度舟形町の生徒がいなくなったといった場合には、今年度対象になっても来年度は対象にならないと、このような考え方でよろしいんですか。

教育課長 ただいまのご質問の、今年度舟中生が一人いて、来年度、例えば卒業してなくなった場合のクラブの存続についてということなんですけれども、実は、このクラブについては各市町村で認定をするというふうになっておりまして、申請については毎年申請をしていただいて、そして審査をして決定をするということで考えております。せっかく、広域クラブが舟形町を拠点として活動していただいているということもありますし、今後その点についてはちょっと検討させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

9番 分かりました。それでは、主な支援の中身、大会出場への激励金というものがございまして。これは、クラブそのものに激励金を支給するのか。あるいは、舟中生にのみ支給するのか、これはどちらになるのでしょうか。

教育課長 ただいまの大会出場に係る激励金の考え方についてですけれども、現在のところ、あくまで町内、町民を対象として激励金を交付すると考えております。

以上です。

委員長 ほかに質問ございますか。

3番 114、115、10-2-1の小学校管理費です。小学校管理事業の中で光熱水料ですけれども、小学校に関しましては約3%、今年度より削減の予算です。逆に、中学校に関しましては10%ほど増えた金額になっていますけれども、小学校の減った要因、電力会社さんとの変更とか、あとは屋上に若あゆ発電ですか。それを上げた影響を見込んでいるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

委員長 再開いたします。

教育課長 ただいまの小学校、中学校の光熱費の考え方、算出の仕方についてお答えいたします。

予算計上的には、6年度実績を見て、こちらのほうは算出したというふうにしております。
なお、小学校については10月から若あゆ太陽光発電所というところで、こちらについて今年度実績を見ると、やはり、10月、11月、12月については太陽光の発電所によって電力のほうはこれまでよりは安価に抑えられているという実績はございます。

以上です。

3番 前の議会でもちょっと話はしたんですけれども、これから4月以降、夏場は特にですけれども、稼ぐ時期かと思っておりますので、小学校の例えば電気代が幾らで、自家製でつくった電気は幾らかというふうなところは、ぜひ見えるようにしていただきたいと思っております。

教育課長 ただいまの舟形小学校の若あゆ太陽光発電所設置に伴って、見える化をしていただきたいということなんですけれども、現在もこの舟形小学校電気料については通常の電気料と若あゆ太陽光の発電所分ということで分けて請求書を頂いておりますので、そちらについては、我々のほうで集計表で分かるようにということで整理をしているところでございます。

以上です。

委員長 ほかに質問ありますか。

8番 ページが112、113ページです。1項2目の事務局費の中で、事務局事業の中の学校業務運営管理等負担金とありますけれども、3,230万円ほど、この内容について伺います。

教育課長 こちらの学校業務運営管理費の負担金の内容についてご説明を申し上げます。

こちらは、小学校、中学校の管理業務、業務員さんですかね。管理業務員さん、それから調理、給食業務の調理員さんのほうを町振興公社から出向職員として配置をしております。その負担金でございます。

以上です。

8番 去年の当初予算が間違っていなければ2,680万円ほどだったと思いますが、2割ほど、500万円以上増額になっています。これは、人が増えたというかそういう原因でしょうか。

教育課長 こちらの学校業務運営管理費負担金の増額理由についてですけれども、こちらの業務運営管理費については、保育所のほうにも計上しているところでございます。保育所のほうの管理業務員さん、それから調理員さんについても負担をしているという状況でございます。令和7年度当初予算との比較でいいますと、給食調理員さん1名分の人件費の増額、町振興公社の、それから給与表の見直しによる賃金の増額分の増額というふうなところでございます。

今年度12月補正を行っておりますけれども、今年度の調理員体制としまして、昨年度までは

保小中ともに調理員さんの数が3名ずつの体制でありました。課題として、3名の体制ではぎりぎりの体制でありまして、年休等を取得した場合、昨年度までは臨時の調理員さんをお願いして対応しておりましたけれども、近年なかなか臨時調理員さんを確保するのが難しいと、厳しいという時代になってきております。そこで、今年度から舟形小学校の調理員さんを1名増員しまして4名体制にして、ほかの保育所とか中学校で年休等で調理員さんが不足した場合、その場合に臨時調理員さんをお願いすることもあるんですけども、この舟形小の1名増員している調理員さんを、その保育所なり中学校のほうに派遣することでカバーできているというふうな体制を今年度から取っているという状況でございます。

以上です。

8番 分かりました。小学校、中学校、保育所で今まで3名の9名だったものを、小学校に1人増やして4名体制、10名体制で休暇分を補っていくと、そういうふうな理解でよろしいですか。

教育課長 委員おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかに質問ございますか。ありませんか。

3番 122、123ページ、10-4-2の公民館費について質問いたします。

全体では33%、令和7年度と比べまして減っていますけれども、123の説明欄の下から4つ目図書支援業務委託料113万9,000円ですか。これ、予算化されていますけれども、この内容についてお聞きいたします。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

委員長 再開いたします。

教育課長 ただいまの公民館事業の中にある図書支援業務委託料の昨年度はなかった理由なんですけれども、今年度については舟形中学校の管理費の中に図書支援員派遣委託料ということで計上している分でございます。今までは、今年度までは、舟形中学校に特化してこの図書業務というふうなものを支援していたんですけども、来年度からについては、中学校、そして小学校、そして中央公民館の図書室がございますが、そちらも含めて全ての図書について推進していくということで、こちらの公民館事業のほうに計上しているという状況でございます。

以上です。

3番 4月以降、この公民館費の中に含まれるという説明でしたけれども、令和7年度までは各小学校、中学校にあった、例えば金額ですけれども、これをトータルしたときですけれども、

これよりも下回っていたのか。今回100万円超えの金額ですけれども、これが充実されるという認識なのかをお聞きしたいと思います。

教育課長 ただいまのご質問にお答えしますと、金額的には同額となっております。それで、昨年度は中学校だけというご説明をさせていただいたんですけれども、こちらの業務支援というのは、あくまで町全体の図書を推進するという業務を委託する事業でありまして、これまで同様の回数というんでしょうか、業務量の中でより効果的な町の図書推進につなげていきたいと考えているところでございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第10款教育費についての質疑、審査を終結いたします。

次に、第11款災害復旧費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第11款災害復旧費の質疑に入ります。質疑はございますか。

1番 130から131ページになりますけれども、11-1-1農地用施設災害復旧費の中で、まず初めに、現在ですけれども農地復旧工事の進捗状況は何%になっているんでしょうか。

地域整備課長 農地農業用施設災害の進捗状況につきましては、国庫補助事業の農地災害復旧19か所のうち15か所が発注済みで、約80%の進捗。発注ベースでまとめております。農業用施設は、28か所のうち21か所が発注済みで、70%の進捗となっております。

農地につきましては、長沢目地区の農地復旧、10ヘクタールくらいあるんですけれども、仮畦畔等で対応していただきましてほぼ耕作できる状態になっております。農業用施設につきましては、用水機場、農道の一部で仮設や迂回の対応をいただいているんですけれども、まずは耕作には不便ではありますけれども、作付できる状況となっております。

町単独の災害復旧は全体で230か所ほどありまして、うち農地が49か所、農業用施設が114か所、計193か所完成しております。85%の進捗となっております。

以上です。

1番 すみません、さっき農地復旧のあれでちょっと、進捗聞き取れなかったのもう一度お願いいたします。

地域整備課長 補助事業の農地災害復旧は19か所のうち15か所が発注済みで80%、農業用施設は28か所のうち21か所発注済みで70%です。

1番 それでは、林業施設のほうの進捗はどうでしょうか。

地域整備課長 林道施設災害復旧事業につきましては、災害復旧箇所、松橋滝の沢線と猿羽根山富田線の2路線を復旧しておりまして、約40%ぐらいの復旧となっております。

委員長 ほかに質疑ございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第11款災害復旧費についての質疑、審査を終結いたします。

次に、第12款公債費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第12款公債費の質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第12款公債費についての質疑、審査を終結いたします。

次に、第13款予備費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第13款予備費の質疑に入ります。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第13款予備費についての質疑、審査を終結いたします。

これをもちまして、議案第33号令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

説明員は速やかに交代してください。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

委員長 これより会議を再開いたします。

議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 次に、議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査いたします。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましては、ページ、款、項、目を明言され、簡潔をお願いいたします。質疑はございますか。

3番 176、177、5-1-1 特定健康診査等事業費、説明欄のところの一番下の項目です。

特定健診未受診者対策事業負担金、これが、令和7年度はなし、8年度からこういう事業があるようですけれども、これの具体的な事業の内容についてお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 健診を受けない方の理由として、医療機関を定期的に受診しているため健診は必要ないという考えの方が一定程度いるところでございます。その方のデータを入れ込むことで受診率の向上を図るため、そのデータを共有するということが必要となりますので、その

点を今回計上したところでございます。

3番 ざっくりですけれども、大体何%ぐらいの方が、こういう方がいるのか教えていただければと思います。

健康福祉課長 これからの分析になります。ただ、受診率が今65くらいなので、そのうち35%ぐらいが健診を受けていないという中で、その人数がこの負担金によってはっきりしてくるので、それを除くと受診率が向上になるという形になりますので、今後、ざっくりとは今の段階では分からない状況です。

3番 そういう方の健康診断の、お医者さんで診てもらっている検査データを共有することによって健康診断の受診率が上がるという認識でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 そのような形になるかと思えます。

委員長 ほかに質問ございますか。

5番 176ページ、177ページ。3款4項4目の中で子ども・子育て支援納付金326万9,000円とありますけれども、前年度はゼロなんですけれども、この事業内容お知らせください。

健康福祉課長 子ども・子育て支援納付金につきましては、国民健康保険だけではなくて全保険者が負担する制度となります。令和8年度から3か年、8、9、10とかけて制度が成立するものなんですけれども、ざっくりと言うと1人当たり月300円が保険料の中に算入されるというものでございます。その制度を導入するに当たって、子ども・子育てに関する予算、児童手当の拡充とか、あとはこの間条例で出しましたこども誰でも通園制度とか、そういう財源として全保険者が納めるものになります。

5番 制度的には分かりましたけれども、では、これから、8年度から町民1人当たり300円ぐらいずつ徴収した金額の中からこの支援金に充てるということによろしいでしょうか。

健康福祉課長 そのとおりでございます。8年度からスタートしまして、月300円程度、保険者によって違いますけれども、9年度に500円、10年度に700円とかと上がって行って完成する制度でございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

6番 ページが162、163で、4-6-2基金繰入金、今回は1,350万円ということで、前年から見ますと310万円減っております。前の答弁の中で、県域一本になった段階で基金については加入されている方々のために使っていく、基金の残高としては減らしていくというふうな、前に答弁を聞いているんですけれども、県域に加入してからの基金の推移、どういうふうな状況になっているのか。減っているのか増えているのか。また、この基金の使い道についてはどのような対応をしているのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 県域というのが、国保会計から、県が財政を管理している中に納付金として納めるものについてが県域化になっている状況でございます。保険税率につきましては、今、市

町村ごとに違うものでございますので、町としては健康増進事業について、今のところ基金は充てている状況ではあるんですけども、今後、保険加入者が減っている状況もありますし、今後、透析とか医療費がかかる人が増えてきた場合に、今の保険税では納付金を納められないという状況も今後は考えられるので、そのために基金は使っていくことになるかなと思います。なので、保険税率を上げるバランスと医療費のバランスが、医療費が大きくなれば基金を投入せざるを得ない状況も今後は考えられるかなと思っているところでございます。

6番 大分、県域に加入したときの基金の考え方が変わってきているというふうに感じました。というのは、今現在、県域に入る段階での基金の残高と直近の基金の残高はどういうふうな状況なんでしょうか。

健康福祉課長 今現在が、2億5,000万円程度でございまして、最近の傾向では二、三百万円ずつ減っている状況ではあります。ですが、その県の県域化という納付金ベースの統一化を図るという考えが出てきた段階よりは、とんとんか、逆に増えているかという状況でございませう。残高につきましては。

6番 そうしますと、舟形町の国民健康保険税、これを引き下げるために使っていくというふうなことで基金を活用していきたいという課長の答弁のようなんですけれども、もう一度確認しておきたいと思います。

健康福祉課長 そういう場合もあり得るという話で言ったところで、やはり、国保会計というのは農業者が多いところもありますので、所得が増えれば保険税率が上がる中で税率を上げなくてもある一定程度入ってくる状況ですけれども、もし米価が下がったりという状況になれば、保険税自体が下がるという中になります。保険税について、毎年それに応じて上げられるかという上げられるものではないので、2年から3年に1回というスパンを考えると、そこに充てる状況も今後は出てくるのかなと思います。実際、今、去年の当初で多分500万円ぐらい基金が減るという予算を組んでいるかと思っておりますので、そこはちょっと読めないところもあるんですけども、今後の情勢に応じて対応していきたいなと思います。

あと、今、予定されていることで、納付金ベースで統一化を図るという段階でありますけれども、今後、保険税率自体が県内市町村統一化を図るという考えもありますので、今現在、舟形町につきましては、市町村の中でも低い税率に抑えられているという中で、今後、統一化を図るに当たりましては必ず高いところに合わざるを得なくなります。そのときに、今後の年数の中で基金を使って徐々に上げていくとかという考えが出てくるかと思っておりますので、そういうことも考えますと、今現在は健康増進事業に充てておりますが、そういう事態も想定しながら進めているところでございます。

町長 通常、基金の場合ですと、先ほど課長が申し上げたとおり、保険税の税率を下げるというところで安くというところがあるんですが、令和15年あたりに県内統一の高税率というところ

ろになる、そうすると先ほど申し上げましたとおり、舟形町の国保税については、かなり上がるということになります。その際に、基金をどう使うかというのは、基金を持っている市町村の悩みの種であります。高くなるものを下げていくのは基金を使えるわけですが、上がるものに対してその基金をどうやって使っていくかというところ、その15年までの間にずっと安くしてきて、15年になったらいきなりぐんと高くなるということは避けなければいけないというふうなところもありますので、ほかの自治体とも連携しながら基金の使い方については、今後まだ時間がありますので、検討をさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質問はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第35号 令和8年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 続きまして、議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質問はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 それでは、ただいまより会議を再開します。

議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について

委員長 議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質問はございますか。

8番 259ページの事項別の明細書ですけれども、営業外収益の中の補償金800万円とありますけれども、この中身について伺います。

地域整備課長 これにつきましては、県営事業の農村地域防災減災事業で令和8年度から実施する大堰の排水対策として本町通りに放流管を埋設します。そこで、放流管に当たってしまう水道管、下水道管の移設の補償費でありまして、水道のほうにつきましては、水道の補償費であります。今回は測量設計部分の補償費ということで県のほうから収入を見込んでいるものでございます。

以上です。

8番 なかなか、毎回申し上げますけれども、分かりにくい内容というか、水道事業会計というのは、我々なかなかとつきにくい内容なんですけれども、255ページの予定損益計算書を見ていただいて、今ありましたように雑収益ということで727万4,000円、これが税抜きの金額だと思うんです、さっきの補償金の。となりますと、今年度の計上利益でいくと、507万円ですよね。さっきの補償金というのは毎年あるわけではないというふうに思うんですけれども、その補償金を引けば、早く言えば赤字決算になるような予算書になっております。これで、果たしていいのかなというふうに思うわけですが、その辺の考えありましたらお願いします。

地域整備課長 おっしゃるとおりで、補償金がなければ赤字になります。一般会計からの赤字部分は、繰入金である程度補填するような形になっているんですけれども、それ自体が公営企業会計としてよろしいかというところ決してよろしくないわけで、独立採算制という部分で言えば水道料の値上げとかも検討していかなければならない財政事情ではあります。

ただ、この時期、さらにはこの状況下でどれほど上げればいいのか。例えば、物価高騰で全てのものが値上がりしている、さらには高齢化でなかなか生活に余裕がなかったりするような状況の中で、どれくらい上げていけばいいのかという部分も思い悩むところでもあります。

周辺の自治体の状況を見ながら、その点についてはこれからも検討していくべき部分であるかと思っております。

以上です。

8番 では、もう一つ。ずっと損益計算書の下のほうですけれども、前年度の繰越利益剰余金マイナス6,100万円ほどありますけれども、これが今回の収益というか見通しで500万円ほど減るわけです。この繰越しの利益剰余金ですけれども、このマイナス部分。これはずっと引きずっていくのか、それとも引き当てか何かで、例えば5年に一遍とかりセットをする時期というのはあるんでしょうか。

地域整備課長 こちらの利益剰余金、赤字になっているんですけれども、実際、これにつきましては減価償却費で設備、機械等が減耗している分、内部留保という形で積み立てられていく金額なわけで、将来の更新とか改築に積み立てられる部分が積み立てられていないという状況になります。将来的にこれが改善されるには利益がある程度確保できるか、あとは一般会計から補助金をいただくかという形でしかなくなるんですけれども、現状では、まずできる限り、営業費用、プラスマイナスで行きながら将来の積立金部分については、できるだけマイナスを出さないような形で経理をしているという状況であります。

以上です。

町長 今、地域整備課長のほうからあったとおりでございます。八楯委員のほうから言われるとおりでございます。総務省、財務省的なところでいきますと、水道それから農集排公共下水道について公会計の移行というふうなところでしっかりと使用料に見合った形の経営をなさという指導があるんですが、人口が減少している過疎地域においては、非常にその運営というのが難しいというところで、やはり、一般会計からの補助金という形で出していないと経営が成り立たないという現状があるんだということについて、厚労省から国土交通省へ事業が移行されて、水道事業も移行されたんですが、国土交通省の水道の担当、本省のほうから、水道事業会計への経営等に対する意見聴取というのがございまして、これも東北地方整備局のほうで主催して山形県で代表で私のほうが意見を述べさせていただいたんですが、私、町長に就任して10年前と現在では人口が1,000人減ったと。今後、その傾向で行くとまた10年後には1,000人減るかもしれないと、そういう予測の下で今まで10年かかってきた設備投資、それから修繕等々を考えていくと、今後、経営が10年後にはかなり厳しいと。そうした場合に、水道料金だけで賄えというふうなことになりますと、10年後には今の水道料の倍にしないと間に合わないと。そういうことになってくると、お金持ちしか水道を飲めないという状況になると。

一方で、東京都小池さんが今年も夏場の3か月間基本料金を無償にするというふうなところで、お金持ちの自治体についてはそういうこともできるけれども、人口減少していく過疎地域においては、特別会計というところで、公会計でやっていけという趣旨は分かるんですが、なかなかそういう経営状況ではないと。お金持ちしか飲めない水道なんていうのはあり得ない世界だろうというふうなことで意見を申し上げてきたところであります。

今後、やはり、公会計としての在り方と、それから利用料金の問題等については、いずれ国のほうからいろいろとご指示があるかと思いますが、人口減少で水道の使用量が減っていく、同時に下水道のほうも同様でございますので、そういった場合に、少しでもうちの町については農林専門職大学のアパートが建ったりして激減の部分は少し緩和されているというところでもありますので、そういったところも一つの手だてとしながらも制度そのものについて我々も声を上げていかなければいけないということでもありますので、今後のことについては八鍬委員のおっしゃるとおりでありますので、しっかりと対応できるようなことも考えつつ、国のほうにも意見を申し上げていきたいと思っておりますのでございます。

委員長 ほかに質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について

委員長 続きまして、議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで、討論についてお諮りいたします。

本委員会に付託されました議案第33号から第38号までの6議案を一括して討論することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、本案件につきまして一括して討論を求めます。討論はありませんか。

それでは、3人いるようですので、暫時休憩をいたします。

午後1時18分 休憩

午後1時20分 再開

委員長 それでは、ただいまより会議を再開いたします。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

1番 それでは、私のほうから議案第33号の令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、この予算の中の2つの事業について反対の討論を行い、予算の減額修正を求めたいと思います。

第1点目は、第8款土木費の東北農林専門職大学関連造成事業4,765万3,000円です。

令和8年度に用地購入、それから造成工事を行い、令和9年度にアパート建築との構想ですが、入居対象者は主に東北専門職大卒業生の新規就農者であります。

反対理由としまして、1つは、2年後に卒業する学生の皆さんの進路意向を、これから7月に把握するということです。

2つ目として、新規就農者の住まいは就農する地区が決定後に作業所つきで農家にふさわしい住宅をあっせんすべきでは。例えば、空き家をリフォームして活用など検討すべきではないでしょうか。

3つ目、造成費の財源はふるさと納税を考えているようですが、来年度の建築に対する補助金、財源は、現在不透明感があります。

4つ目としまして、議会に対する説明でもアパート建築予定場所や部屋数、それから入居要件も明確でない状況で議決を求めるものはいかなるものかと思えます。町民の多くは、町民が入居できるアパート建築を望んでおります。この事業は、現段階では説明不足であり、住民の代表である私たち委員は、町民に明確な説明ができない状況にあります。今回は予算の減額修正を求めます。

2点目は、第7款商工費の企業立地及び雇用促進補助金3,000万円について。

数年前から毎年予算化され、毎年3月に予算の減額補正をしています。最近誘致活動もなく、企業からの問合せを待っている状態で、果たして予算化は必要なのでしょうか。以前は、予算措置があれば企業訪問に行きやすいとの答弁がありましたが、最近活動が見られません。この予算についても、企業立地見通しが明らかになった時点での補正予算計上でよいのではないかと思います。減額修正を求めます。

したがって、この2点の当初予算の減額修正を求め原案に反対します。反対趣旨をご理解いただき、委員の皆さんの賛同をお願いして反対討論といたします。

委員長 次に、反対者の意見ををお願いします。

2番 それでは、私からは議案第33号第8款4項の2住宅整備事業の東北農林専門職大学関連造成事業についてでございます。

農林大学生は、従来の農業大学校育成課程ではなく、高度な経営判断や理論、応用力を備えた次世代の農業経営者、リーダーとしての活躍が期待されます。専門大学の学生は、自営就農だけではなく農業法人の幹部候補として需要も高いため、単なる作業員としてではなく将

来の経営幹部や部門責任者として迎え入れる意欲のある法人とのマッチングが必要かと思えます。

自営となりますと、新規就農支援、土地の確保、資金めぐり、自治体と調整をワンストップで行えるような体制が必要となります。実践的な経営継承、参入の技術的サポート、大学で学んだ理論を現場でどう適用するか、最大の壁となります。既存の農家や法人の経営を継続する場合、先代とのコミュニケーションや組織運営に関するソフトスキルの指導も必要となってきます。農業は初期投資が大きく、卒業して終わりではなく、孤独になりがちな就農初期を迎えるコミュニティーが重要です。まだ卒業を迎えていないわけですが、やはり、卒業生ネットワーク、同期や先輩、後輩との情報交換、共同販売、資材の購入とかができるプラットフォームとして、舟形ではふなぼんという一つの施設ができております。そういった形で、今回、段階的に卒業後におけるただのアパートの延長的なものではなく、しっかりとした町としてのスキル体制を維持できるような人の受入れ状況であれば、そのアパート建設にはいいんですけれども、専門職大学の卒業生向けにアパートを建てるという計画は、確かに、就農のハードルを下げるという意味では非常にいい支援になると思えます。ただ、成功させるためには、ただ建てる以上の戦略が必要になります。新規就農者が直面する最大の壁の一つが住居の確保です。確かに、単身向けのアパートは、農村部の各農地にはアパートが少なく空き家があっても家主が貸したがるらない、縁故がないと借りられないケースが多くなります。空き家に対しても、しっかりリノベーションをした形で、何年か後に就農する体制も同時に進行していく必要があると思えます。ただ単なる学生寮の延長になってしまうと、やはり、建てる民間業者も、いつ出るかも分からないアパート建築に対してあけがでてしまうのではないかと思います。

そこで、一つ提案がありますけれども、もし建てるのであれば、地域おこし協力隊の活動を拠点にして、学生に舟形町に地域おこし協力隊として入ってもらい、農業の経営とかそういうものに當んでいただきまして、数年後には起業できる体制を取るような体制が今は必要かと思えます。これから、毎年40人の卒業生が出てきます。その中で、確かに、舟形町はアパート建築に最初に手を挙げて4年間の学生を受け入れる体制はすばらしいと思えます。ただ、この先については、ただのアパート建築ではなく、やはり、この先の起業する大学生のスキルを生かしたものが必要だと思えます。なので、今回、確かに、10年後の卒業生向けでは必要かと思えますけれども、いろいろなものがセット、空き家情報とか出口戦略も必要だと思えますので、そのセットが同時に行われればアパート建築には賛成ですが、もし就農を目的としたための学生寮の延長的な考えであれば、私は、アパート建設には反対します。その点で、今後の舟形町を考えるのであれば、しっかりとした終わり、出口を見極めた体制が必要だと思えますので、私は今回の町政関連事業に対しては反対させていただきます。皆さん、ご

賛同よろしくお願ひいたします。

委員長 もう一度確認しますが、これに対する賛成討論はありませんね。では次、反対討論お願ひします。

5番 私からは空き家対策事業について反対討論をいたします。

本事業については、全体像としては反対なわけではございませんが、この事業について町内業者と町外業者との間に100万円の補助金の差をつけるべきではないと考えます。空き家対策事業は、将来的な空き家になる可能性を早期に解決するための補助金です。そのために、町民がより安価な解体費用を選択する必要があります。そこに、町内業者と町外業者との間に100万円の補助金の差をつければ、町内業者のための補助金になってしまうおそれがあり、解体をより安価に行いたいという町民の利益になりません。委員の皆様には、町内業者と町外業者との同じ補助率にし、より安価な解体ができる選択肢を町民が選べるように執行部側に考え方の修正をしてもらうために、この度の予算案に反対をしていただくようお願いを申し上げます。

以上です。

委員長 再度確認いたします。賛成討論はありますか。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、これで討論を終わります。

これより採決に入りますが、採決については議案第33号から第38号までを個別で採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、個別で行います。

まず初めに、議案第33号 令和8年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 賛成多数です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号 令和8年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 賛成多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 令和8年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 賛成多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 令和8年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 賛成多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 令和8年度舟形町水道事業会計予算について、予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 賛成多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号 令和8年度舟形町下水道事業会計予算について、予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

委員長 賛成多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りいたします。

本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成は委員長に一任することに決定いたしました。

長時間の審査、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、一般会計並びに3特別会計、2企業会計予算の質疑、審査を終結いたします。

皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後1時37分 閉会

